平成20年第1回潟上市議会定例会会議録(2日目)

○開 議 平成20年3月4日 午前10:00

○散 会 午後 3:24

○出席議員(20名)

1番 千 田 正 英 2番 戸 俊 樹 3番 児 玉 春 雄 田 井 昭二郎 5番 澤 6番 藤 原 幸 雄 7番 佐 藤 恵佐雄 8番 小 林 悟 9番 佐 藤 義

久 10番 赤 平 末次郎 男 幸孝 11番 藤原典 12番 佐 藤 13番 佐 藤 昇 15番 14番 伊藤 博 伊 16番 菅 原 久 和 藤 栄 悦 17番 中 川 光 博 19番 大 谷 貞 廣 20番 西 村 武 堀 井 克 見 21番 22番 藤 原 幸 作

○欠席議員(なし)

○説明のための出席者

市	長	石	Ш	光	男	副	市	長	鐙		利	行
教 育	長	小	林		洋	総	务 部	長	肥田	哥野	耕	$\vec{-}$
会計管理者兼会記	計課長	門	間	鋼	悦	産業	建設部	7長	伊	藤	賢	志
水道局長兼水道	誰長	澤	井		昭	教育	育 次	長	山	平		東
市民生活部	部長	菅	生	_	也	福祉	保健部	7長	丸	谷		昇
選举管理委員会事務 監查委員事務		中	泉化	宇右衛	5門	総系	务 課	長	鈴	木	公	悦
市長公室	₹ 長	鈴	木		司	財政	文 課	長	幸	村	公	明
税 務 課	長	伊	藤		正	産業	業 課	長	Щ		義	光
建設課	長	鈴	木	利	美	総務	学事課	長	櫻	庭	新	悦
幼児教育調	果長	伊	藤	清	孝	生涯	学習課	長	瀬	下	三	男
市 民 課 兼飯田川総合窓口セン	長 /ター長	宮	田	隆	悦	社会	福祉課	長	児	玉	俊	幸
健 康 課	長	小	林	健	_	収糸	内 課	長	菅	原	龍大	に郎
追分出張原	所長	鈴	木	久	雄	農業委	員会事務	局長	田	仲	茂	隆

下水道課長 藤原貞雄 都市整備課長 佐々木 博 信 国体事務局長 菅 原 徳 志 スポーツ振興課長 根 生活環境課長 鈴 木 鋼 生 高齢福祉課長 伊藤 律子 三浦 昭和総合窓口センター長 天王総合窓口センター長 川 上 秀佐男 喜博 追分地区児童館長 櫻 庭 久 俊

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 裕 一 議会事務局次長 伊 藤 正 吉

平成20年第1回潟上市議会定例会日程表(第2号)

平成20年3月4日(2日目)午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 諸般の報告 (議会運営委員長)

日程第 2 一般質問

- 40 -	

午前10時00分 開議

○議長(藤原幸作) おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、諸般の報告】

○議長(藤原幸作) 日程第1、これより諸般の報告を行います。

議会運営委員長からの報告を行います。15番伊藤議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長(伊藤栄悦) おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。 議会運営委員会は、3月3日に開催しております。

日程の追加について申し上げます。

皆様のお手元にお配りしておりますが、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補 欠選挙について市議会議員の区分において選挙となりました。この選挙については、明 日3月5日の総括質疑終了後に行います。

次に、陳情について申し上げます。

皆様のお手元にお配りしておりますが、3月1日付で飯田川新道下町内会長より文書が議長あてに提出されました。この文書については陳情と同様に取り扱うこととし、所管の産業建設常任委員会へ付託することと致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

【日程第2、議員の一般質問】

○議長(藤原幸作) 日程第2、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、11番藤原典男議員、17番中川光博議員、9番佐藤義久議員、7 番佐藤恵佐雄議員、19番大谷貞廣議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の 席にてお願い致します。

11番藤原典男議員の発言を許します。11番。

○11番(藤原典男) おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。3月

議会を準備されました市長はじめ関係の職員の皆様、御苦労さまでございます。また、 朝早くから議会に傍聴に駆けつけられました市民の皆様、御苦労さまでございます。

私は今後の市民生活をめぐる問題につきまして、4点にわたり一般質問を致したいと 思いますので、宜しくお願い致します。

1番めの質問です。原油高騰に伴う福祉施設、中小業者、農業・漁業者の方への助成 について伺います。

原油高騰に伴う市民生活への経済的負担増に対する市の援助策として、2回の臨時議会で高齢者や障害者、ひとり親世帯への灯油代補助に続き、生活保護世帯にも援助が決まり、対象となった世帯の方はどれだけ喜んでいるか知れません。市長はじめ関係職員の皆さんの努力に対し、感謝を申し上げる次第でございます。

この原油高騰の影響は今なお予断を許さず、福祉施設での暖房代や送迎の際のガソリン代の負担増、クリーニング店、牛乳配達業、新聞配達業、ビニールハウスなどの花き 栽培農家などの中小零細企業への経営に対する影響は大きいものがあります。

また、障害者自立支援法での報酬単価の切り下げにより、障害者施設や介護施設、特別養護老人ホームは厳しい運営を余儀なくされています。こうした福祉施設では原油高が大きく影響し、経営の困難を一層深刻にしております。事態は福祉行政における喫緊の課題と思います。市当局はこのような事態を把握していると思われるが、助成の必要性があり、助成対策を取るべきではないでしょうか。これについての考え方と対応について何います。

市の施設の暖房確保を含め、中小零細企業者と農業・漁業者の方への助成対策についても経営を守っていく立場から必要と思われますが、このことについても市当局の考え方、対応を伺いたいと思います。

次に、2番めの質問に入ります。後期高齢者医療制度のもとでの健康診断のあり方について質問致します。

後期高齢者医療制度は今年の4月より実施予定となっておりますが、短期間の間に各地方議会での中止撤回を求める陳情書の採択が512議会を超えました。署名は380万人ほどの方が行っております。いろいろ問題のある制度ですが、これへの移行に伴い多くの新たな見直しと改善・検討が自治体の仕事として迫ってきております。いろいろある中で、私は今後の自治体が取り組む健康診断のあり方について伺います。

後期高齢者医療制度の発足に伴う健康診査制度の変更に関連し、厚生労働省は2月7

日までに血圧を下げる薬などを使用している75歳以上を健康診査の対象から除外することを指示しました。年齢の違いで健診をさせないやり方は、75歳以上の高齢者で現在健診を受けている約287万人に深刻な影響を与えるおそれがあり、この潟上市においてもその対応が迫られております。現在、老人保健法に基づく基本健康診査は40歳以上を対象にしています。しかし、2006年に可決された医療改革法により、4月からは40歳から74歳までは特定健康診査として実施義務とされてきましたが、75歳以上は実施しなくてもいい努力義務に格下げされました。さらに厚生労働省は2月6日の都府県の担当者会議で、75歳以上の健診対象者を絞り込む必要があると説明し、健診を申し込む75歳以上の方に、1つは血圧を下げる薬を利用している方、2つはインスリン注射または血糖値を下げる薬を利用している方、3つめはコレステロールを下げる薬を利用している方、また、3つめはコレステロールを下げる薬を利用している方、このどれかを利用しているかを質問し、一つでも該当すれば健診対象者から除くよう指示しました。74歳までは高血圧の薬を飲んでも健診できるのに、75歳になれば健診の必要がないと判断され治療していると機械的に見なすことは、他の疾病の予兆を見逃すことになります。

特定健診ではメタボリック症候群に焦点を当てているものの、健診体制や健診制度の変更で健診内容が省略されるものもあり、従来の市町村独自の健診体制や健康項目をほごにする内容です。健診からの高齢者の排除ではなく、必要な健診内容の継続を決めた自治体もあるが、潟上市での対応を伺いたいと思います。

3点めの質問に入ります。小学校・中学校における図書司書の役割と今後の取り組み について伺います。

子供たちが学校や家庭において、良書、良い本にめぐり合うことは、教養ある人格と人を思いやる人間として成長し、その後の人間形成や人生の方向へ大きな影響を与えることもあります。今、情報化時代の中において、子供たちはインターネットをはじめさまざまな情報の中に置かれていることと思います。子供にとって有害なものもたくさんあります。子供たちが健やかに育ち、子供の頃から読書の習慣を身につけることは非常に大事なことと思います。

現在、学校図書館を小学校・中学校・高校・盲学校・聾学校・養護学校に置くよう義務づけられておりますが、文部科学省は2003年までにすべての小・中・高校に司書教諭を置くこととして進めてきました。現在での潟上市の状況はどうなのか。また、その活動を支えるために教育委員会や学校側が認識を持って進めているのかどうか伺いたいと

思います。

また、子供たちに良い図書の普及活動と合わせ、司書教諭の現在と今後の取り組みについて伺います。小・中学校での子供たちの図書館利用率や図書への要望はどんな傾向になっているのか、それに十分こたえているのか、今後の課題についても伺いたいと思います。

4つめの質問に入ります。

小・中学校の登校時・下校時の通学路の安全確保は、車社会の中で重要な事柄と思います。今のところ地域の方々のボランティアによる努力で大きな問題は発生していませんが、父兄からの要望で根強いのは安全確保です。車道なのかどうなのか区別のない箇所を早く解消していただきたいという要望に対し、市の対応を伺います。

現在、市の教育委員会で把握している改善必要な箇所は、どの箇所で何か所であるのか、把握状況についても伺います。

また、年次計画でこれらを解消しようとして建設課なりと協議している箇所があるのか、もしあったらそれらの計画についても伺いたいと思います。

また、先の9月議会で陳情採択となった出戸小学校、天王南中学校までの途中の通学路の拡幅改善要望についても検討されておれば、途中経過として報告をしていただきたいと思います。

以上、4点にわたって質問致しました。前向きなる市当局のご答弁をお願い致しまして、壇上からの1回めの質問を終わります。宜しくお願い致します。

- ○議長(藤原幸作) 当局より答弁を求めます。石川市長。
- ○市長(石川光男) 11番藤原議員の一般質問、1点めについてお答えを申し上げます。

原油高騰に伴う福祉施設の助成につきましては、障害者施設に対しては昨年の12月26日開催の厚生労働省主催の障害保健福祉関係主管課長会議で、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置として、事業者の経営基盤の強化について8項目が示されております。

その1つに、諸物価の高騰等への対応が盛り込まれて、諸物価高騰によるコストや事務処理コストの増加分について、特別対策で造成した基金を事業者に助成することが厚生労働省から示されていることから、市町村で助成する必要はないと考えています。

また、介護施設についても国や県の助成がない現在、助成は考えておりません。

また、原油の高騰は産業界にも大きな影響を与えています。取りわけ農業においては、

燃油価格はもちろん農業用資材価格等への上昇にも影響することから、米価格の低落な どコストに対する影響が心配されるところであります。

特に、本市においては常時適正な温度管理が必要な花き、およびハウス野菜栽培など 影響が懸念されるところです。

このようなことから花き生産施設については、ハウス内に内張カーテンを展張する、 あるいは温風ダクトや循環扇による温度の均一化を図る。暖房装置の定期的な清掃・点 検による機能の維持が指導対策としてされていますが、常日頃から一部で実施されてい ることでもあり、大きく期待が持てないのが現状であります。

国では緊急措置として、例えば強い農業づくり交付金の特別メニューを設けるなどしていますが、対象要件の内容からは即応性のある対策としてはなじみにくい状況であります。

このようなことから、まずは農協をはじめとする各団体組織と連携した情報交換をもとに原油価格高騰に関連した各種融資制度の照会や利子補給等の金融支援対策と補助金を伴う事業の拡充対策を当面とってまいりたいと存じております。

以上です。

- ○議長(藤原幸作) 丸谷福祉保健部長。
- ○福祉保健部長(丸谷 昇) おはようございます。

11番藤原議員の質問事項であります、後期高齢者医療制度のもとでの健康診断のあり方についてお答え申し上げたいと思います。

このたびの高齢者の医療を確保するための法律に基づいて行われる75歳以上が対象の後期高齢者の健康診断の目的は、糖尿病等の生活習慣病、いわゆるメタボリック症候群予備群の早期発見のための健診であります。75歳以上の方たちにとっても糖尿病等の生活習慣病を早期発見するための健診は重要ですが、既に糖尿病等の治療を開始されている方や病院等を定期的に受診されている方については、健診以上の検査を受けている方が多いのが実態であります。

また、75歳以上の方の場合には、生活習慣の改善による疾病の予防というより、むしろ生活の質を高めることや、本人の現在ある能力をできるだけ長く維持するための介護 予防が重要になってくると考えられます。

一方、普段から病院を受診していない75歳以上の高齢者の中にも糖尿病等の生活習慣病予備群の方がおられると考えることから、きちんと後期高齢者健診を受けていただく

よう呼びかけていきたいと考えております。

このたびの後期高齢者医療制度は、健診からの高齢者の排除といるよりは、むしろ必要な人に必要な健診を行っていくという意味では有効な方法であると考えております。

ちなみに早朝総合健診については従来どおり行う予定になっておりますので、宜しく お願いしたいと思います。

以上であります。

- ○議長(藤原幸作) 小林教育長。
- ○教育長(小林 洋) おはようございます。

11番藤原典男議員の質問項目3番めの小学校・中学校における司書教諭の役割と今後の取り組みについてお答え致します。

司書教諭につきましては、国の設置基準により12学級以上の学校において配置する義務があり、設置基準を満たしている市内4小学校と3中学校に配置しております。

学校においても、司書教諭を中心に子供たちが良書に親しみ、人格形成や情操豊かな 人間づくりを育むためにも必要があるものと認識を持ち、積極的に取り組んでいるとこ ろであります。

現在、学校では朝・夕読書タイムを設けていることから、ほぼ毎日のように子供たち も学級文庫や図書館を利用しております。

今後も学校での司書教諭の役割を認識し、職員会議で共通理解を図るとともに、子供たちに読みたい図書のアンケートを行うなど、良書に親しんでいただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、質問項目の4番めの小・中学生の通学路の確保、整備についてお答え致します。 潟上市では、小・中学校を対象に危険箇所を地図化してイラスト入りで7小学校区ご とに、これは中学校も入っているわけでありますけれども、地域安全・安心マップを制 作し、関係者に配付してきているところであります。

危険箇所をなくしていくためには、その土地特有の状況や地理的条件等など難しい問題もありますが、可能なものについては解消に当たりたいと思います。このことにつきましては、家庭や地域スクールガードなどボランティアの方々には子供たちの登下校時などにおいて声かけや見守りをいただき、本当に感謝申し上げる次第であります。

また、出戸小学校から天王南中学校までの途中の通学路の拡幅改善につきましては、 現在のところ県と協議して事業化に向けて調査中でありますので、ご理解いただきたい と思います。

以上であります。

- ○議長(藤原幸作) 11番、再質問ありますか。11番。
- ○11番(藤原典男) 福祉施設等への原油高騰に伴う援助ということでは、今の市長の答弁では「考えてない」ということでしたけれども、障害者施設についてはいろいろご答弁ありましたけれども、作業所についてはどうなのか、障害者のね、作業所についてどうなのか、後でまた聞きたいと思います。

それから福祉施設の問題、原油高騰に伴う経営の悪化に対する援助というか、そのことについてなんですけれども、私、福祉施設をこの間、全部ではありませんが3か所ほど回りまして、それでいろんな責任者の方からお話を聞いてきました。ちょっと前後するところもあると思うんですけれども、是非市の方からもこういうふうに実態を理解していただきたいということでお話がありましたので紹介したいと思います。

デイサービスやショートを行っている福祉施設なんですが、一昨年の4月、介護報酬が引き下げられてから食材やガソリン代が上がった。送迎用の車を5台持っているので月11万円から14万円ほどかかるようになった。灯油単価的には去年と比べ倍になり、月10万円ぐらい上乗せで高くなっている。

それから私もわからなかったのですけれども、暖房にはLPガスを使っているところと電気を使っているところと、それからまるっきり床暖房を含めて灯油を使っているところがあるということで、それぞれ聞いてきましたが、LPガスについてもやはり去年から、去年の1月と比べて16万円が今年の1月は26万円になっていると、倍近くなっている、ガスも。それから去年4月から介護予防が始まって認定審査が厳しくなった。介護度2が要介護になっている。報酬の関係もあるんですけれども、介護認定を現状に合ったように把握していただきたいという声もありました。

それから、特に暖房に灯油を使っているところはですね、床暖房を含めてでしたけれども、この間、冬の間、2人分の給料が暖房費に行くと、大変だということも言っておりました。

それから24時間管理している施設、有限会社、株式会社は特に厳しいであろうという ことも言っておりました。

こういうことを市の方に、市の当局から理解していただきたいということで、今考えているのは朝食の牛乳を1本だけではなくて1リットルのパックで買い、コップ一杯に

するかという話や、それから暖房費だけでなく食材も上がっているので500円にまとめるのは大変だけれども、しかし、ほかとの競争があっておいしいごはんはけちられない。いろいろ考えた末に1人から1日100円の暖房費、1か月で3,000円もらうことも検討しているというような話もあります。

しかし、利用している方は低所得者もおりますし、生活保護も受けている方もいるので、一方で灯油代もらいながら片方で施設に来て取るというのはおかしいので、大変な 状況だということも言っておりました。

それからクリーニング店の方なんですけれども、クリーニングというのはもちろん暖房もですけれども、衣紋掛けやビニールの覆い、それから洗剤の値上がり、ぎりぎりというよりも、もう赤字なんだということを言っておりました。しかし値上げはできないし、ほかとの競争もあるし、せめていろんな業者の問題については大手の業者ではなく地元の業者に市は仕事をさせていただきたいということも言っております。

それから漁業者の方なんですけれども、採ってきた魚が安くて油が高くなって、油と相談しながら漁に出ているという話も出ております。

それで私いろいろ話した中でですね、前、台風被害がありました、塩害の話。塩害で米とか、それから花き、梨とかいろいろ大変な収穫減になりましたけれども、そのときに天王町では固定資産税分を納めた方については還付する、それからこれから納める分については、その被害状況に応じて半額なり全額免除なり、そういう制度をつくりまして大変喜ばれた経緯があります。ですから、直接的な灯油の補助ということじゃなく、固定資産税の還付や減免も援助の一つになるんじゃないかと私はそう思います。それでガス代、灯油代の税金面での減免や免除も考慮してくれれば助かるということや、冬期間、できれば半年くらい固定資産税の減免や免除なんかもやっていただければ非常に助かるということも話されておりましたので、こういう面でも検討できないかということを再度お尋ねしたいと思います。

それから大仙市では温泉に多くて、その温泉施設でもいろいろ暖房を使っておりますけれども、ここでは市がですね、入湯税150円を100円にして、その分を、50円分をですね、市で持つということで5,000万円の市の補助をしたということも行っておりますので、これは大変大胆な援助なんですけれども、こういうことも行っているということもまず紹介したいと思いますので、前段言いました固定資産税の分とか、それから福祉施設については油代の税金分の免除とかいろいろやれることがあるんではないかというこ

とで再度お聞きしたいと思います。

それから後期高齢者医療制度に伴う健診のあり方なんですけれども、これはいろいろ問題がありまして、後期高齢者医療制度は75歳というだけで国保や健保から追い出され、保険料が年金から引かれて払えなければ保険証を取り上げられるとか、さらに保険の効く医療が制限されるなど、人間としての存在が否定される扱いを受けるということで今全面見直しや撤回を求める声が大きく広がっておりますけれども、健診面では先ほど答弁ありましたけれども私ちょっと見解が違うと思います。

それから質問書の中には40歳以上の健康診査のあり方も変更になっているということですけれども、それについては早朝健診は従来どおり行うということですが、この中身についても同じなのかということを再度お聞きしたいと思います。40歳以上の特定健診については問診は今までと同じように、これ政府から出されたものなんですけれども、問診は今までどおりやります。それから計測というのは身長・体重・肥満度、これに腹位が追加、お腹の周りですね、これは新たにやると。それから診察もやると。血圧測定もやると。しかし、血液検査の中の総コレステロールについてはやらないということなんですね。それから尿の関係では、腎機能尿蛋白、糖尿というところではやりますけれども、潜血、血清クレアチニンという検査は、これは省略です。それから心機能、心電図については医師の判断でやるかやらないか、こういうことになります。それから胸のレントゲン、これはやらないということです。それから喀痰細胞診については健康増進法で行うということなので、これはどうなのかちょっと私もよくわかりませんが、別のところでやっていくということです。それから眼底検査については医師の判断でやるもやらないも決める。これが40歳以上の特定健診にかかわる政府で出したものなんですよ。

私は一般質問の先ほどの中で、今まで従来どおりの特定健診をやるべきだというふうに、継続すべきだということをお話ししたわけですね。それで、これについては前の一般質問で保健師の役割ということで質問したことがありますけれども、保健師さんはその地域の皆さんの健康管理とかいろいろな健康に関する健康指導とかということをまず行っています。それで、そのときは保健師さんが十分に仕事できるように頑張りますと、1名も増やしますということで答弁しておりますけれども、この特定健診を政府の言うままにやりますとね、これは今言ったように総コレステロールやめるとか、潜血の問題をやめるとか、胸のレントゲンやめるとか、まるっきり今の健康、例えば今までずっと

培ってきたね、町が培ってきた健康診断の管理とかということがもうできなくなってくるということなんですね。これについては保健師さんもいろいろ言っておりまして、保健師本来の仕事をしていきたいということで長野県のある町なんですけれども訴えまして、保健師サイドからこういうのはやはりだめなんだと、今までどおり基本健診をやるべきだということで予算を盛りまして、また継続することになったわけです。

ですから、こういう内容がね、この潟上市でも行われるのかどうなのか、それとも継続して今までのとおりやるのかどうなのかということをお聞きしたいわけです。

それから司書教諭についてなんですけれども、指示どおり、12学級以上のところは ちゃんと司書教諭を置いて朝夕図書の時間を設けていろいろ頑張っているということで、 非常にいいことだと私は思います。引き続き進めていってもらいたいと思います。これ についてやはり学校の先生というのは忙しいものですから、司書教諭はほかの教諭と協 力してね、頑張って引き続きやっていただきたいというふうに思います。

それから通学路の確保なんですけれども、私もいろいろ調べてまいりました。平成18年の3月に潟上市安全・安心マップということでイラスト入りで、どの箇所が危険箇所かということを7つの学校区ごとに分けまして、各関係者に配っているということは非常に私は高く評価しておりますけれども、これによりますと飯田川小・羽城中学校区では16か所、豊川小・羽城中学区では14か所、出戸小・天王南中学校区では17か所、追分小・天王南中学校区では15か所、東湖小・天王中学校区では26か所、天王小・天王中学校区では30か所、大久保小・羽城中学校区では30か所ということでありまして、これは地図に載っただけの危ない箇所ということなんですけれども、これ以外に市ではやはり危険箇所というようなことをやはり把握していると思うんですよ。それらの把握箇所が何か所ぐらいあるのかということを改めて再度聞きまして、それから対応状況と、そしてまた陳情に対し早速県に申し入れていろいる協議しているということは、まず出足早く大したものだと私は思うんですけれども、その協議の内容についてね、もう少しわかっていることがございましたらご答弁をお願いしたいというふうに思います。

- ○議長(藤原幸作) 石川市長。
- ○市長(石川光男) 11番藤原さんの再質問の1点めについてお答えを申し上げます。 まず作業所はどうかということと、それから福祉施設、それからクリーニング屋さん、

漁業の皆さんのお考え、苦しみ、悩みもお聞きしました。それで税の対応をどうか、大 仙市の話もどうかということでございますが、あれもこれもという気持ちはわかります。 私も是非やりたいと思っています。ただし、今、国や県の助成のない場合においては、 やはりやりたくても財政的に余裕がないということをまずご理解願いたいと思います。 税の問題と大仙の問題については、今後この後、部内で検討してみたいと思います。

- ○議長(藤原幸作) 丸谷福祉保健部長。
- ○福祉保健部長(丸谷 昇) 11番議員さんにお答えしたいと思います。

市独自で特定健診外にする予定はないのかというご質問でありますが、ただいま市長が答弁しましたように、市としましては国の方針どおり実施していきたいと考えておりますので、健診については宜しくお願いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(藤原幸作) 小林教育長。
- ○教育長(小林 洋) 先ほどの司書教諭のことについて1点だけ訂正させていただきた いと思います。

先ほど私は読書タイムというのは「朝夕」と申しましたけれども、「朝昼」であります。これは朝の時間の登校時、それから昼休みが終わってからの授業にスムーズに入れるように読書タイムを設けているということでありますので、ご理解願いたいというふうに思います。

それから先ほどありました潟上市安全・安心マップの中で危険箇所というのは158か 所あるわけでありますけれども、このほかにですね、車道と歩道の区別がないところは たくさんあります。そういう意味でですね、危険箇所がどこなのか、あるいはですね、 これから対応しなければならないのはどこなのかというのを学校とか地域とか地域ボラ ンティアの方々の意見を聞きながら、可能なものは対応してまいりたいというふうに思 います。

以上であります。

- ○議長(藤原幸作) 11番、再々質問ありますか。11番。
- ○11番(藤原典男) 財政的な問題もからみますので、介護福祉施設についてはできないけれども税のことでは検討できるということなので、早い時期に何とか業者さんをね、 喜ばせるような結果を出していただきたいというふうに思います。

それから健診なんですけれども、やはりこれは今まで、先ほども言いましたけれども、 ずっと市が、町が、市が携わってきた個人のね、健康管理について、今度はその箇所が なくなるということについては、やはり本当に残念であるし、保健師さんも自分本来の 仕事ができなくなるということで、これは残念なことだと思うし、市の全体的な健康のあり方、方針についても、これはもう非常に穴が開くことなので、何とかこのあれですね、今までどおりの健診を行っていただきたいと、私はそういうふうに思います。これについては制度の内容がね、やはりまだわかっていませんけれども、後期高齢者医療制度にからむ40歳以上の健診回数も変わるんだということになれば、もう大変なこれ問題だと思うんですね。自治体も今努力して今までどおりやはり健康管理をしていかなきやならないんだということで継続を決めた自治体もあるので、何とかこの後もう一回検討しながら継続する方向で頑張っていただきたいというふうに思います。

それから司書教諭については特別わかりましたけれども、最後に答弁一つ漏れておりましたが、出戸小、それから天王南中学校までの間の県との協議を行ったと、産業課がですね。その内容についてもう少し詳しくお願いしたいということでしたけれども、ありませんでしたので、もしありましたらわかっている範囲内で結構ですので宜しくお願い致します。

- ○議長 (藤原幸作) 伊藤産業建設部長。
- ○産業建設部長(伊藤賢志) 先ほど答弁が漏れていたということですけれども、陳情のあれは確か二田出戸追分線ですか、ということで、現在700メーターばかり整備してございます。あそこは昭和61年の4月ですか、旧天王町が都市計画街路ということで都市計画決定を取っているところです。ただ、本来であれば都市計画事業で整備することが、これが道路事業の趣旨なんですけれども、あの陳情書が上がってきた段階でうちの方で地方道緊急整備事業、もしくは今のパッケージ事業という道路事業がいろいろございますので、それで県に協議したところ県の方では、まず交通量を調査してください。それから事業量を調査してください。そして概算事業費を調査してください、というやはり事業採択にはいろんな手順がございます。今年度、それらに向けて整備して、ただ都市計画事業でやれるか、それとも地方道整備事業でやれるかは、これからこういう事業費なり交通量によって県なり国の採択基準がありますので、それらに従って順次年次計画を立てて行っていきたい。ただ、距離が今は101号線までですと3,500メーターばかりありますので、事業費規模でも相当の規模になると思います。いかに自主財源を少なくして国なり県なりの補助をいただきながらやれるかは、今年度中にいろんな協議の段階で判明してくると思いますので、どうかご理解ください。
- ○議長(藤原幸作) 健診関係は要望事項、答弁求めますか。

- ○11番(藤原典男) はい。
- ○議長(藤原幸作) ちょっと待ってください。その前に健診関係がございますので、そ の部分については答弁求めますか、要望事項としてですか。
- ○11番(藤原典男) 考え方はわかりましたので、要望として発言します。 以上です。どうもありがとうございました。
- ○議長(藤原幸作) これをもって、11番藤原典男議員の質問を終わります。 17番中川光博議員の発言を許します。
- ○17番(中川光博) おはようございます。17番中川でございます。

また、傍聴者の皆様も朝早くから議会に参加いただき、大変ありがとうございました。 また、行政当局の皆様も20年度予算の作成にご尽力をいただきまして、感謝を申し上 げたいと思います。

通告書に従って質問をさせていただきたいと思いますが、今日の私の質問は主にですね、総論的な部分のお話を質問させていただきたいと思います。20年度に向かっての枠組みについてしっかりした考えをお聞きしたいと思っております。教育関係の質問が1つ、情報公開説明責任の質問、補助金についての質問、この3つについて質問をさせていただきたいと思います。

それでは1つめ、教育に関する質問です。教師の多忙化の解消についてということで お尋ねをしたいと思います。

義務教育における教育行政を考えるとき、多面的な視点で議論を進めることが必要だと思っております。子供の視点、教師の視点、学校の視点、市教育委員会の視点、県教委、文部省の視点、家庭の視点、地域の視点、あるいは産業界の視点等、「子供の成長にとって今何が大事なのか」という課題のもとに丹念に一つ一つ議論を積み上げ、施策として実施することが求められております。しかし、どの議論にも欠かすことのできない認識が存在するのではないでしょうか。「現場に神が宿る」という言葉もあります。学校現場の現状が正確に把握されていることであります。正確な認識を欠いては議論そのものが無効であると言っても過言ではありません。

今、学校現場では教師の多忙化がクローズアップされております。メディアでも「先生へトへト どう解消」、「会議・研修漬け、見直しを模索」など見出しが並んでおります。子供に最も近い存在の現場の教師がしっかりと子供に向き合ってくれているかどうか、一番先に把握されなければなりません。基礎学力や学習意欲も含めた学力の向上、

いじめ、不登校、発達障害児支援等々の解決のためにも、教師が時間的にも精神的にも 余裕がなくては子供にしわ寄せが行くことは避けられないのではないでしょうか。

現場の教師の勤務実態はどうなのか。多忙化の原因は何なのか。あるいは教師の健康 状態はどうなのか。まずはしっかりと現状を正確に把握し、多忙化の解消に向けて諸条 件の整備や対策を取らねばなりません。子供にとって本当に何が必要なのか、子供に とって一番近い学校現場こそ大事、こういう視点に立って先生の、教師の仕事の中身を 十二分に見直すことが求められているのではないでしょうか。この観点から質問をさせ ていただきます。

- 1、学校現場の勤務実態について。
- ①超過勤務時間の実態について、小学校別・中学校別にどのようになっているので しょうか。
- ②持ち帰り仕事の実態について、小学校・中学校別にどのようになっているのでしょ うか。
 - ③学習外の職務にはどのようなものがありますか。実態はどのようになっていますか。
 - ④調査報告・研修授業・研修等の19年度における学校別の実態はいかがでしたか。
 - ⑤教師の健康状態についての実態はいかがでしょうか。
 - ⑥休憩時間は十分取れていますでしょうか。
- ⑦中学校においては、部活動が多忙化に拍車をかけていると言われますが、勤務実態 はいかがでしょうか。専門性を持たない教師が部活動を担当している割合が多くなって きていますが、実態は学校別にどのようになっているのでしょうか。
 - 2、勤務実態調査の結果について。
- ①教師の本務として授業がありますけれども、授業の準備や教材研究の時間は十分に 取れているのでしょうか。
- ②児童生徒に対して個別的できめ細かに対応する時間、あるいはコミュニケーション がしっかりと図れる時間は十分に取れているのでしょうか。
- ③学習外の時間が授業時間に与える影響にはどのようなものがあるのでしょうか。過 剰な負担となっていませんでしょうか。
 - 3、多忙化の原因について。
 - ①小学校における多忙化の原因はどのように考えられますか。
 - ②中学校における多忙化の原因はどのように考えられますか。

- ③教育政策と学校現場のギャップはありませんか。現場の意見を反映し、十分な合意 に基づいた教育政策が立案されているのでしょうか。
 - 4、多忙化の解消に向けて。
 - ①小学校における課題と対策についてお聞きをしたいと思います。
 - ②中学校における課題と対策についてお聞きをしたいと思います。
 - ③教育委員会における課題と対策についてお聞きをしたいと思います。
- ④学校現場における教師の心身の健康も含め、安全衛生についての方策はいかがで しょうか。
- ⑤教育は家庭・地域も含めた社会全体の協力・参加が欠かせません。十分な情報の開示がなされていますでしょうか。学校現場へのボランティアの受け入れなど、より効果的な取り組みがなされていますか。今後についてはいかがでしょうか。
- ⑥20年度、指導主事、教育専門監、教科協力員の増員配置が予定されていますが、指導体制の強化のみならず、教師の多忙化の解消にはどう貢献するのでしょうか。
- ⑦潟上市と協定を結んだ秋田県教育センターに教師の多忙化の解消に向けてどのよう なことを期待し、具体化していくのでしょうか。

2つめの質問に入ります。2つめ、情報公開と説明責任について総論的なお話を伺いたいと思います。

合併して4年めに入ろうとしております。 3年をひと区切りとすれば、ここで新たな次元に踏み込むと言ってもいいのではないでしょうか。私は行政・議会自らが積極的に情報公開・説明責任を果たすことが、住民満足度最優先の市政を築くために今こそ実行されるべきだと考えます。何よりも職員・議員の意識改革が求められます。情報開示しない体質、質問がなければ答えない、質問以外のことは答えないというような内輪向けの意識では全く通用しません。これでもかこれでもかというくらいの情報の開示こそが、まさに行政の透明性を確保し、むだをなくし、何よりも住民と行政の間に信頼関係が生まれます。さらにパブリックコメントを活用し、政策決定に際し情報を事前に住民に知らせ、オープンに市民の意見を大胆に施策に取り入れていくことも市政を生き生きさせることにもつながっていきます。この観点から質問をさせていただきます。

大きく情報公開・説明責任については、1つは財政の問題、1つは審議会検討委員会について質問をさせていただきます。

はじめに財政問題について質問を致します。

地方自治体財政健全化法が施行されました。20年度決算から4つの財政指標で財政の 健全化が判断され、指標の住民への開示・議会への報告が義務づけされました。私たち はこのことから、この動きから何を読み取ったらいいのでしょうか。

4つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。 私は、次のように6つの点を読み取るべきだと考えております。

1つ、連結ということですので、一般会計・特別会計・公営企業会計全体をしっかり 視野に入れる。繰出金、繰入金、貸付金等の把握が特に重要になってまいります。

2つめ、地方債借入金についても常に連結全体の把握が必要になってきます。

3つめ、バランスシートによる財務状況全体の把握が必要になってまいります。

4つめ、財政状況の透明化の必要性が格段に増してまいりました。数字のみではなく て実質数字はどうなのかという観点も必要になってまいります。

5つめ、財政・会計・監査部門の体制の強化も図らなければなりません。

6つめ、国が作ったルールによる受け身の情報開示ではなく、住民の目線に立ったわかりやすい説明や積極的な情報共有を進めることが大事になってまいります。

この6つのことを読み取ることができるのではないでしょうか。

しかしながら、ちょっと辛口になりますけれども、20年度市長施政方針、あるいは20年度予算概要を見ても従来踏襲型の説明にとどまっており、十分情報が開示され、説明責任が尽くされているとは思われません。そこで質問を致します。

1つ、連結ベースの財務の把握には、繰出金・投資および出資金・貸付金の把握が欠かせません。20年度の予算概要でも、その他項目で示されているだけで詳細が全くわかりません。その他項目については、物件費・維持修理費・補助費等・繰出金・積立金・投資出資貸付金等を明確にし、さらに一般会計の款別・性質別経費のクロス状況表が必要です。まさに基礎数値というべきものですが、いかがでしょうか。

2つ、地方債の借入金の一般会計・特別会計・公営企業の合計額はいくらになりますか。住民1人当たりいくらになりますか。

3、実質負債、地方交付税により国から返済を負担する借入金の残高を差し引いた実質的な負債です。実質負債はいくらでしょうか。

4、正味負債、実質負債から資産を差し引いた額、私はここでの資産は不動産や債権 を除き、すぐに現金化が可能な財産というふうに考えたらいかがでしょうか、というふ うに思っております。この正味負債はいくらになりますでしょうか。

- 5、全体の財務指標を把握する上で少なくとも普通会計のバランスシートの作成は欠かせません。既に、ちょっと古い数字になりますが17年度決算では指定都市を除く市町村では1,098団体、60.6%が既に作成をしております。我が潟上市はいかがでしょうか。
- 6、財政健全化法では収支資金計画書、純資産変動計算書の作成もうたわれています。 作成し公開が必要です。いかがでしょうか。
- 7、新しい制度を活用し、財政基盤のより強い、財政の透明性がより高い4年めの潟上市を目指すためには財政・会計・監査部門の体制強化が必要です。戦略的な人材の配置も含め、今後の取り組みをお尋ね致します。
- 8、現在、国会で話題になっておりますけれども道路特定財源の暫定税率が廃止されると、我が潟上市の20年度予算にどのような影響が出るのでしょうか。具体的にお示しください。
- 2つめ、情報公開・説明責任に関して、審議会・検討委員会の審議・検討結果についてお尋ねを致します。

19年度も多くの審議会・検討委員会が開催されております。しかし、審議内容・審議結果、さらには20年度事業への継続した取り組みの内容、予算の措置など十分に市民に情報が開示されているとは言えません。まして市民の意見をしっかりとくみ上げ、どう実現していくのかさえも不透明のままといってもいいのではないでしょうか。事業の結果について積極的な説明責任と情報公開の向上を図らなければなりません。そういう観点から質問をさせていただきます。

1つめ、19年度の主な次の12の審議会・検討委員会について、開催した回数、審議した内容、審議した結果(結論)、20年度事業への継続した取り組みの内容があるのかどうか、あるいは継続した取り組みの内容があった場合には20年度事業への予算措置についてお尋ねをしたいと思います。

- 1つめ、地域審議会。
- 2つめ、総合発展計画推進委員会。
- 3つめ、新庁舎建設検討委員会。
- 4つめ、行政改革推進委員会。
- 5つめ、次世代育成対策地域協議会。
- 6つめ、潟上市幼保一体化検討委員会。
- 7つめ、健康かたがみ21計画策定委員会。

- 8つめ、環境審議会。
- 9つめ、都市計画審議会。
- 10個め、鞍掛沼公園活性化検討委員会。
- 11個め、教育ビジョン検討委員会。
- 12個め、社会教育中期計画策定委員会。

この12の中で、この議会に資料が提出されているものもありますし、先の3月1日付 広報にも情報が載っている部分もあります。そこにお出しいただいたものについては省 いて結構です。ただし、20年度継続した事業の、するべき事業の内容があるのかどうか。 20年度予算措置があるのかどうかにはお答えいただければと思っております。

さらにパブリックコメントについて、この12の審議会・検討委員会について今後どのように実現していくのか、具体的に内容をお示しください。

市長施政方針に掲げられている「市民による市民のためのまちづくり」の理念をまさ に実現するべきです。大胆に踏み込んでいただきたいと思います。

3つめの質問、補助金について質問をさせていただきます。

12月議会において私は補助金について質問させていただきましたが、再度このことについて質問を致します。

12月議会での質問の趣旨は、財政構造の転換を図る上で財政に占める構成比の高い物件費・補助費等について見直す必要があること、交付する基準を明確にすること、既得権を見直すこと、公募性を導入し活性化を図ることにありました。しかしながら20年度予算においては、またぞろ対前年比で物件費が1ポイント上昇の15.7%、補助費等が0.9ポイント上昇の12.8%と、ますます上昇傾向にあります。

12月議会で示された19年度見直しをかけた87件の補助金についても、交付基準に則り 妥当性があるのかどうか、しっかり判断しなければなりません。87件の補助金を分析す ると、交付団体の18年度収支決算書から見えることは、事業費に占める補助金の割合が 50%を超えるものが46件と52.8%、100%を超える交付団体も散見されます。また、繰 越金割合が補助金の50%を超えるものが17件と19.5%を占めています。100%超えが9 件で627.5%という団体も含まれます。この数字は18年度決算の資料に基づいた基礎数 値のみの分析結果です。

19年度、行政改革大綱に従い補助金の整理合理化を図るための交付団体とのヒアリングを実施し、というふうに通告書に書きましたが、ちょっと訂正させていただきたいと

思います。整理合理化を図るため部内でのヒアリングを実施し、20年度補助金額が確定されました。市民の自主性に基づく活動を支援することは、市民サービスに資する行政の大きな役割でもあります。しかしながら、分析結果を公正に客観的に判断したとき、交付基準の遂行に従来の流れをそのまま受け継ぎ、およそ行政改革に似つかわしくないのではないかと思われる決定もあったのではないでしょうか。個別対応による不統一も是正されないままだったのではないでしょうか。

20年度、第三者機関「補助金等審査委員会」を設置し、21年度に向けた検討を予定しています。私はすばらしい取り組みだと思っております。是非軌道に乗せ、市民に信頼される補助金制度にしていかなければなりません。しかしながら、まずは丸投げではなく潟上市独自の明確なガイドラインを示さなければなりません。

補助金の交付については、まさに行革に基づき市財政の健全化を目指すとともに、同時に市民活動の活性化も目指さなければなりません。公益性・妥当性・効果効率性が点数評価によって判断され、そこには透明性が確保され、情報が公開されることが必須条件です。そういうふうに考えております。そういう観点から質問を致します。

- 1、一律補助金についての補助率は、事業費に占める補助対象経費の50%が上限、繰越金は補助金の50%が上限、この2つを加味し補助金の決定がなされるべきです。いかがでしょうか。
- 2、公益性・妥当性・効果効率性が点数評価によって判断されるべきです。恣意性を極力排除すべきです。19年度の見直しについて点数評価は加味されたのでしょうか。いかがですか。また、今後についてはいかがでしょうか。
 - 3、一律補助限度額を設定すべきです。いかがでしょうか。
- 4、一律補助金の終期を設定し、必要な場合は再度審査をし、既得権化、固定化を避けるべきです。いかがでしょうか。
- 5、支出を決定した理由、経緯を公開し、広く市民の目が向けられることにより公平 かつ適正な公金の支出につながっていきます。いかがでしょうか。
- 6、第三者機関の設置を機に補助金の公募制度を導入し、市民活動の活性化を図るべきです。いかがでしょうか。
- 7、補助金については、行政改革の観点から財政構造の健全化を図るためにも総枠規制の考え方を導入すべきだと思いますが、いかがでしょうか。
 - 8、以上の観点から、20年度補助金についても勇気を持って再度見直しを図るべきだ

と思います。いかがでしょうか。

以上、3つの点について主に枠組みについてお聞き致しました。ご答弁の方、宜しく お願い致します。

以上です。

○議長(藤原幸作) 暫時休憩します。再開は11時20分とします。

午前11時09分 休憩

.....

午前11時20分 再開

- ○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開致します。 それでは当局より答弁を求めます。小林教育長。
- ○教育長(小林 洋) 17番中川議員の1つめの教師の多忙化の解消についてお答え致します。

教育委員会では、市の明日を担う創造性と人間性に富んだ子供を育てるために、地域 社会に根ざした特色ある学校づくり、子供たちが学ぶことに喜びを感じる学校づくりを 目指してまいりました。このためには、まずもって教師自身が教師という職業に誇りと 自信を持ち、教える喜びを持つことが重要と考えております。教育委員会としては喜び を感じる学校となるように、学校を訪問し、対話を重視しながら実態をとらえ、教育施 策を立案してきたところであります。私自身も機会をとらえて学校を回り、現状を把握 してまいりました。教師は学校内を忙しく走り回っていますが、子供たちの成長を願い、 深い愛情とやる気、情熱を持って指導しているととらえています。今後もこのような学 校・教師であるよう指導と支援をしてまいりたいと考えております。

それでは中川議員の質問は大きく分かれますけれども、質問には大きくまとめながら お答えしたいというふうに思っております。

18年度に文部科学省では、小・中学校の約4万6,000人の教師に対して勤務実態を調査しています。この調査における潟上市のデータは公表されておりませんので、これまでの学校と新たに学校に聞き取って調査したことをもとにして回答致します。

市内の小学校教師の残業時間は学校により違いがありますし、それぞれの教師によっても違いがありますけれども、およそ1日で1時間10分から2時間15分の間となっています。中学校では2時間15分から2時間25分の間となって、このことについては後で詳しく申し述べたいというふうに思っております。

そして、多くの教師が授業の準備や報告書などの事務を自宅に持ち帰り、仕事をしています。日常の授業以外の職務は、清掃・給食指導、各種行事の企画・運営、校内研究推進、会計処理など多岐にわたっており、このほかに中学校ではほとんどの教師が部活動を担当しています。

調査報告については、授業時数の計画や実施状況など学校運営上の必要な調査や、少人数学習推進事業など学校が指定を受けたことによる報告が、国、県、市からあります。研究授業・研修は学校規模により回数に違いがあります。県の指導主事を迎えた授業として実施しているのは、各学校で1回から5回であります。

教師の健康状態に関しまして、教育委員会に10件の病気休暇の報告がありますが、多 忙が原因で体調を崩して病気休暇を取ったような件は、現在1件もありません。

休憩時間について、各学校では昼から午後2時頃までの間に設定しており、給食指導がある教師と指導のない教師とで休憩を別時間にするなど、各学校で工夫して取っております。

部活動の時間について、練習が過熱しないように2時間以内の練習になるよう、各中 学校で取り組んでいるところであります。部活動の指導者については、専門性を持った 教師が担当している部活動は各学校で6ないし7つの部となっています。

続いて2つめの質問、勤務実態調査の結果についてお答え致します。

授業の準備や教材研究について授業前に必要なことですので、学校にいる間に間に合 わないときは自宅に持ち帰る教師もおります。

個別的できめ細かに対応する時間、コミュニケーションを図る時間について、小学校で安全・安心を考えて子供たちを一斉に下校させており、また、中学校では部活動があり放課後の時間に制限があるため、個別に時間を取って対応することはなかなか困難です。そこで各学校では、生活や学習に関して年に数回程度、個人面談を行い、親身になって相談に乗っているところであります。

次に、3つめの質問、多忙化の原因についてお答え致します。

小・中学校において多忙となる原因として、生徒指導上の対応と対策、突発的なトラブルへの対応、外部からの依頼事項の対応、調査・報告、会議や研修、部活動を挙げる学校が多くあります。特に生徒指導上の対応と対策について、家庭状況や保護者からの要望等を考慮し、事前に多くの配慮を要しているところであります。

市の教育施策については、そのほとんどが校長会等と相談して立案していますので、

学校とのギャップがあり、多忙化につながるとは認識しておりません。

県や国の施策よる委託事業は、実施決定に当たっては学校の希望や意見を十分に尊重 しているところであります。

最後に4つめ質問、多忙化の解消についてお答えします。

学校では仕事の分担に偏りがあり、多忙感を感じている教師がいるのではないかと考え、各教師の仕事の量と質の実態を把握し、平等化するように努めています。また、休暇を取りにくい雰囲気があるのではないかととらえ、十分な休養を取り健康状態を保つことができるよう、管理職が積極的に声かけをしている学校もあります。その他、会議の回数を減らしたり、担任以外の教師が学級の手伝いを行ったりなど工夫して解消に向けた取り組みをしております。

市教育委員会では、調査や報告は可能な限り、時間のゆとりを持てるように送付して 期日を決めています。また、校長会等で休暇を取りやすい雰囲気づくりに努めることや、 部活動の練習時間が適正となるように指導しているところであります。

教師の健康保持増進のため、各学校や教育委員会では定期健康診断の受診指導やメンタルヘルス研修会への参加の呼びかけなどを行ってきたところです。今後も、教師の健康管理に最善の努力をしてまいりたいと考えております。

最後のご質問にあります指導主事等の配置、増員や秋田県総合教育センターに期待することについて。

教師は指導主事の助言により、子供たちの現状を踏まえた適切な指導方法を身につけることができます。このことが多忙化の解消に大きく貢献していると、とらえております。

なお、教師の多忙化の解消については、現在、県教育委員会も検討しているところで すので、今後連携を取り、取り組んでまいります。

以上、中川議員の質問に対する回答としますが、教師として本来の喜びや誇りを教師に持たせるために、まず本来の職務に専念できるよう職場環境を見直し、多忙化の解消に努め、教師が子供たちと触れ合う時間をより一層確保できるように支援していきたいと考えております。

さらに、子供たちが学習の意欲や関心を高め、授業がわかった、授業が楽しいという 喜びを持ち、達成感や成就感を持つことのできる授業を目指し、教師の指導力の向上に 積極的に取り組んでまいりますので、一層のご理解をお願い申し上げます。 以上であります。

- ○議長(藤原幸作) 肥田野総務部長。
- ○総務部長(肥田野耕二) それでは質問項目の2番の情報公開・説明責任について、1 の財政問題についてご答弁したいと思います。

地方財政の状況がきわめて厳しい中、将来の財政負担を見通した中長期的な視点から 効率的かつ適正な財政運営を進めていく必要があります。住民への財政情報の公開にお いても、従来からの財政指標の分析に加えて企業会計的な手法を取り入れ、公的資金に よって形成された資産と、将来負担となる負債のストック面の情報をわかりやすく公表 することが求められるようになってきております。

国からは、平成18年8月に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されております。その中で人口3万以上の都市は3年以内に貸借対照表、いわゆるバランスシートのことですが、それと行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を作成し、情報を公表していくよう求められております。つまりは、平成21年秋頃までには4表を整備・公表することが努力目標になっております。しかも一般会計、特別会計、企業会計、一部事務組合、第三セクターを連結した4表としなければなりません。そのため現在、基礎資料の収集・整備を進めているところであります。また、中川議員のご指摘のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる「財政健全化法」が平成19年6月に成立し、新たに財政の健全化を判断する指標として、1つ、実質赤字比率、2つめ、連結実質赤字比率、3つめ、実質公債費比率、4つめ、将来負担比率の4指標が示され、平成19年度決算から監査委員の審査を受け、議会に報告して公表することが義務づけられております。

なお、平成20年度決算からは、4指標のうち1つでも基準値を超えると早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表し、総務大臣・県知事に報告するとともに、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表することになります。

以上のことから、バランスシート等 4 表は平成21年秋頃までに公表することが努力目標となり、一方で実質赤字比率などの 4 指標は平成19年度決算から公表することになります。

そこで、ご質問のイからチまでのお答えをします。

はじめに質問のイの20年度予算概要資料の歳出性質別予算のその他について、内訳な

ど明確にすべきだとのご指摘については、今までと同じ資料としただけで他意があって のことではございません。この後、広報4月号や市のホームページには内訳も掲載致し ますので、宜しくご理解をいただきたいと思います。

また、一般会計の款別・性質別経費のクロス表が必要だということでありますが、款別ということは、歳出の目的別がわかるようにするために中川議員は必要だとお考えだと思います。財政状況を分析・比較するために、毎年、地方財政状況調査、いわゆる決算統計を行っておりますが、そこでの目的別の分類の仕方は予算での款別の分類の仕方と異なっております。例えば、決算統計では1款議会費から9款消防費までの職員の退職手当負担金は総務費に集計されておりまして、また、保育園費の中の若竹幼児教育センター費は予算執行上、民生費で一括管理していますが、決算統計では、幼保一体施設であるため民生費と教育費に按分しております。このため当初予算段階での款別、いわゆる目的別の経費ですが、性質別経費のクロス表の作成は、過去の決算統計データと比較すると大きな差異が生じます。誤解や混乱を招きかねないということから、当初予算での款別・性質別経費のクロス表の公表は今のところ考えておりません。宜しくご理解いただきたいと思います。

次に、質問の口ですが、地方債の一般会計・特別会計・企業会計の残高の合計額でありますが、平成19年度で301億3,460万4,000円となる見込みであります。住民1人当たりは、平成20年1月末住民基本台帳人口3万5,770人で割りますと、1人当たり84万2,000円となるものでございます。

次に、質問のハ、実質負債についてでありますが、平成19年度末地方債残高見込額301億3,460万4,000円から地方交付税算入額149億4,512万9,000円と地域総合整備資金貸付金の1億2,100万円を控除しますと、実質負債見込額は150億6,847万5,000円となります。

次に、質問の二、正味負債についてでありますが、平成19年度末の実質負債見込額からすぐに現金化が可能な財産として、財政調整基金、減債基金、東北電力株券の合計額7億6,572万8,000円を控除しますと、143億274万7,000円となります。なお、その他の特定目的基金はその目的以外には取り崩しができないため、すぐに現金化が可能な財産から除いております。

次に、質問のホ、バランスシートの作成については、先ほど述べたとおり平成21年の 秋頃までには作成し、公開する計画であります。 次に、質問のへについてでありますが、中川議員の発言にある資金収支計算書、純資産変動計算書の作成がうたわれているのは、「財政健全化法」ではなくて行政改革推進法を踏まえて作成された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」であります。この2表についても、バランスシートと合わせて平成21年秋頃までに作成し、本市の財政状況を市民の皆様に広く知っていただくために公表致します。

質問のト、新制度へ向けた体制の強化についてでありますが、本市の場合、バランスシートの作成実績もないため全くゼロからのスタートとなります。平成20年度中に平成19年度決算ベースの財務諸表の4表を大方整備しておかないと、平成21年秋頃の平成20年度決算ベースでの公表に間に合わなくなります。通常の事務に新たな事務が増えるため、現在の体制では対応しきれないことが予想されるため、電算システムの導入を検討しております。

今後、準備を進めていく中で体制の強化のあり方も合わせて検討してまいります。宜 しくご理解いただきたいと思います。

次に、質問のチ、道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、20年度予算への影響についてでありますが、平成20年度の地方財政計画では暫定税率を維持していく計画となっていることから、それに基づき予算編成をしております。仮に暫定税率が廃止された場合の本市への影響額としては、平成18年度決算額をベースにして試算しますと、地方道路譲与税が681万3,000円、自動車重量譲与税が7,762万3,000円、自動車取得税交付金が1,601万6,000円の減となります。合わせて1億45万2,000円の減となります。

また、ハード事業で地方道路臨時交付金事業を当初予算で事業費ベースで5,610万円、 国庫補助金で3,085万5,000円を計上しております。地方道路臨時交付金の財源は揮発油 税となり、暫定税率が本則の2倍となっているため、影響額を単純に2分の1と試算す れば国庫補助金の影響額は1,542万7,000円の減となります。

次に、2の審議会・検討委員会の審議、検討結果についてお答えします。

なお、質問は1から2までの、さらに1から12までの審議会・検討委員会ということになりまして、これに沿ってご答弁します。先ほど広報に掲載したものを省いてもよいということがありましたが、1から12まで順を追ってお答えしたいと思います。

まず1の地域審議会は、この後を含めて2回開催し、新市建設計画の進捗状況についてご説明しております。20年度も同内容の予定です。予算は、審議会2回分を計上しております。

2の総合発展計画推進委員会は、今定例会終了後を含めて1回の予定をしております。 進捗管理等についてご説明し、ご意見をいただくこととしております。20年度も同内容 の予定です。予算は、審議会1回分を計上しております。

3の新庁舎建設検討委員会は、2回開催し、新庁舎の規模・機能ならびに建設基本方針に関することを検討していただいております。また、建設までのスケジュールと建設場所などについては、合併協議事項を遵守しながら今後の検討事項としておりますので、宜しくお願いしたいと思います。20年度も引き続き総合的に検討していただき、基本構想の策定を目指します。予算は、委員会3回分を計上しております。

4つめの行政改革推進委員会は、2回開催し、行政評価制度について、補助金の見直 しについて、行政改革大綱の進捗状況等についてご説明し、ご意見をいただいておりま す。20年度も行政改革の進捗状況をご説明し、ご意見をいただいております。予算は、 委員会3回分を計上しております。

5つめの次世代育成支援対策地域協議会は、1回開催し、次世代育成支援行動計画の推進に伴う事業の進捗状況・実施状況等について協議していただきました。20年度は、次世代育成支援行動計画、前期計画ですが、21年度に終了することから、後期計画の基礎調査となるアンケートを実施し、その結果を協議検討していただきます。予算は、協議会1回分とアンケートの必要経費を計上しております。

6つめの潟上市幼保一体化検討委員会は、1回開催し、若竹幼児教育センターの認定 こども園の認定についてと潟上市の幼保一体化について検討いただいております。20年 度も幼保一体化に向けた今後の施設のあり方や整備方針について検討していただきます。 予算は、委員会6回分を計上しております。

7つめの健康かたがみ21計画策定委員会は、1回開催し、健康かたがみ21計画策定の ため実施する市民の栄養状態、健康に対する意識等を把握する市民アンケートの内容を 審議していただいております。20年3月にアンケートを実施し、それを受けて20年度は 「健康かたがみ21」の冊子の作成までを行う予定でございます。予算は、委員会2回分 と「健康かたがみ21」の冊子作成経費を計上しております。

8つめの環境審議会は、開催されておりません。20年度予算として1回分計上しておりますが、市長の諮問により開催するものです。

9つめの都市計画審議会は、2回開催し、昭和工業団地地区計画の決定についてと潟上市公共下水道の変更について審議いただいております。20年度は県から意見を求めら

れた場合や市長からの諮問があった場合のため、委員会2回分を計上しております。

10番めの鞍掛沼公園活性化検討委員会は、19年度には5回開催し、鞍掛沼公園活性化について検討し、提言として報告をいただいております。20年度は、基本計画作成のための調査費と新たに鞍掛沼公園整備検討委員会3回分の予算を計上しております。

11番めの学校教育環境適正化検討委員会は、5回開催し、将来を担う潟上市の子供たちの視点に立ち、教育環境がどうあるべきかを現地視察を含め広範にわたり審議をいただき、報告をいただいております。報告書は定例会初日に議員の皆様に写しをお配りしております。

12番めの社会教育中期計画策定委員会は、4回開催し、潟上市の20年度から24年度までの生涯学習の方向性について検討していただいております。本年度中、答申をいただくこととしております。

2のパブリックコメントについてお答えします。その中の質問項目3の補助金についてお答え致します。

なお、質問は1から8までの項目となっておりますので、これに沿ってお答えします。

1、一律補助金についての補助率は、事業費に占める補助対象経費の50%が上限、繰越金は補助金の50%が上限、この2つを加味して補助金の決定がなされるべきです。いかがですかということでございますが、補助率につきまして事業費に占める補助金の額がどれくらいが適正なのかは、その団体の活動内容や会費徴収の有無など、収入の多寡により一概に設定することは困難と考えております。また、繰越金につきましては、交付する補助金額に対して多額の繰越金が発生する状況は、ご指摘のとおり好ましい決算状況とは言えません。今後は交付基準の見直しも含めて適正化に努めてまいります。

次に、2番めの公益性・妥当性・効果効率性が点数評価によって判断されるべきです。 恣意性を極力排除するべきです。19年度の見直しについて点数評価は加味されたので しょうか。いかがですか。今後についていかがですかということについてですが、19年 度の評価作業の際には具体的な点数をもっての評価はしておりません。しかし、交付基 準に沿った判定シートにより、その公益性や妥当性・効果等について総合的な判断を付 しております。20年度においても、継続交付とされた補助金であっても課題が見つかっ たものもあります。これらについて今後も引き続きその適正化に努めてまいるものでご ざいます。

次に、3つめの一律補助限度額を設定すべきです。いかがですかということについて

ですが、個々の団体についての活動内容や事業費の規模などにより一律に補助金の限度額を設けることは現段階では困難と考えております。

次に、4つめの一律補助金の終期を設定し、必要の場合は再度審査をし、既得権化・ 固定化を避けるべきです。いかがですかについてですが、ご指摘のとおり補助金につい ては可能な限り終期を設定し、また、補助金の性質により、長期間にわたって交付され るものであっても定期的に見直し、既得権化・固定化しないように努めてまいるもので ございます。

次に、5つめの支出を決定した理由についてですが、各補助団体の活動内容等につきましては、今年度および20年度の見直し審査に当たり、さらに精査する予定であります。 支出決定の理由や経緯につきましても今後合わせて検討させていただきたいと考えております。

6番めの第三者機関の設置云々のことですが、補助金の交付にあたっては、ご指摘の とおり、その補助金により市民活動が活性化されるものでなくてはなりません。公募制 も含めた補助金全般について今後も不断の見直しを図り、その適正化に努めてまいりま す。

次に、7番めの補助金等についてですが、確かに補助金交付については、その予算化にあたり財政出動を伴います。財政構造の健全化の観点からも際限なくというわけにはまいらないわけですが、ただ、総枠を規制するにしても総枠規制そのものが可能かどうか、あるいは潟上市の財政状況からどれくらいのラインが適正なのかといった議論も必要になります。今後検討してまいります。

次に、8番めですが、ご指摘のとおりであります。19年度における内部の見直し作業に加え、20年度においては市補助金等審査委員会(仮称)を設置し、第三者の視点から再度見直し検討することとしております。今後も引き続き見直しを実施し、補助金の適正化に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(藤原幸作) 17番、再質問ありますか。17番。
- ○17番(中川光博) 大変ご丁寧なご答弁ありがとうございました。いろいろですね、 改善していただく点もご答弁いただいたようでございますので、本当にありがとうござ いました。一つ一つ細かいことは申しません。今ご答弁いただいた内容をですね、しっ かりやっていただきたいと思います。私もしっかり経緯をですね、フォローしていきた

いと思いますので、一緒にしっかりお互いにですね、一つ一つ見直していきたいな、こ ういうふうに思っております。

また、時間あと6分しかありませんけれども、一つ二つですね、教師の多忙化の解消 についてということで、これもご丁寧なご答弁をいただきました。ありがとうございま す。

しかし、私の感想としてはですね、ご答弁の感想としては、教育長の方からご答弁い ただきましたけれども、本当に多忙化になっているのかどうかっていうあたりの認識が ご答弁内容を伺っているとですね、まず先生方一生懸命やってるし、いろいろ取り組ん でいるのでいいんじゃないかなっていうあたりの次元にとどまってるようなご答弁でな かったのでないかな、こういうふうに私自身は感じました。ご答弁にもありましたよう にですね、既に今教育委員会が教育委員会の総務というところでですね、秋田県の調整 主管というところで今まさにいろいろ策を練ってですね、今、4月をめどに通達を流す ようですけれども、そこの情報によりますと、やはりかなり多忙化というのを深刻にと らえております。流れてくる内容は、いろいろお話を聞いたところで公にはまだできま せんけれども、事務作業をとにかく見直しましょうというのが重点的に今練られている ようでございます。県の施策を待つまでもなく、やはり本当にですね、子供に一番とっ て大事なのはやはり現場の先生ですので、先生方の物理的にも気持ち的にもですね、 しっかりと余裕を持った教育をしていただくっていうことは、やはり教育行政の大きな 施策検討の一つの大きな課題だと思います。詳しいことはちょっと時間ありませんので 申し上げませんけれども、潟上市・男鹿市のですね、教職員組合の資料も既にあるよう でございますので、私はもう一度しっかりこのことを見つめ直していただきたいな、こ ういうふうに思っております。

あと、情報の公開開示ということについて、これも本当に大変ご丁寧なご答弁をいただきました。本当に感謝申し上げたいと思います。できればですね、今ご答弁いただいた内容をですね、聞かなくてもですね、お話しいただいてもいい内容ではないかなと私は思っております。是非今後については積極的な情報の開示っていう視点から是非お願いしたいと思います。

1つだけですね、いつもちょっと心配なんですが、予算概要っていうのがいつも出て まいりますけれども、ここに性質別予算ということでその他っていう項目があるんです よ。で、今回もですね、その他項目のうちですね、物件費と補助費等だけ金額を載せて てですね、そのほかの金額は入っていないんですよ。これが、この分厚い予算書には確かに一品一品足し算をしていけば入ってますけれども、やはりもっと市民の皆さんに一目でわかる資料を出していただきたいな。何とこれはですね、不明になっている部分は15.2%の17億7,200万円がどこに使われているのかっていうのが、この数字では全く見えてきません。去年もそうでした。今年もそうです。やはり今財政の中身っていうのはどんどんどんさんと出していかなきゃいけないっていう時代ですので、是非ですね、このその他事項っていうことをですね、もっと細かくですね、性質別予算を組み立ていただきたいと思います。

確認しておきますけれども、28節ありますけれども、この性質別予算っていうのは14 に区分して出してるものですので、ここには7区分しか出してません。やはりもう7つ の区分をしっかり出していただきたいと思います。宜しくお願いします。

あと1つだけですね、ちょっと乱暴な言い方になりますけれども、実はこの情報公開へ説明責任の大もとの根幹はどういう意味あいがあるかっていうことを私なりに考えてみました。これは私見ですので私が責任を持ってお話しさせていただきたいと思うんですけれども、うちの予算は116億7,300万円ですけれども、これ私たち納税者のお金だと思ってます。これは行政の皆さんのお金ではなくて、市民、納税者のお金だと思ってます。この116億7,300万円からですね、行政の皆さんの人件費24億4,000万円、これには議員報酬ももちろん入ってます。24億4,000万円をお支払いしてですね、行政を負託していると、行政をやっていただいていると、私はそういうふうに考えておりますので、やはり116億円の総予算の中で24億円の人件費を使ってですね、お願いしている行政の中身ですので、私はやはりしっかりですね、一人ひとりの市民の皆さんにできる限りですね、情報を前向きにですね、公開していただくっていう、そういうことが大もとではないかな、こういうふうに思っております。

時間まいりましたので、本当にご丁寧なご答弁いただいて大変ありがとうございました。以上でございます。

- ○議長(藤原幸作) 石川市長。
- ○市長(石川光男) 17番さんのことですが、117億7,400万は市民の税金だと。これは当たり前の話です。イロハのイです、地方行政の。したがって私たちは紙1枚、鉛筆1本も血税であると。私の給料も職員の給料もすべて血税でやっていると、これを忘れてはならないと、こういうふうにいつも言っています。

そういうことで、ゆめゆめ市民の税金で予算が構成されるということは間違いない事 実です。それだけ述べておきたいと思います。

○議長(藤原幸作) 17番中川議員の4項目ですか、それについては今市長の答弁もあったわけですが要望事項として受け止めてもらうということにしたいと思います。

これをもって、17番中川光博議員の質問を終わります。

昼食のため13時30分まで休憩します。

午前11時56分 休憩

.....

午後 1時30分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開致します。

なお、6番藤原幸雄議員からの申し入れによりまして途中退席を許可しております。 9番佐藤義久議員の発言を許します。9番。

○9番(佐藤義久) 9番佐藤義久です。

はじめに、今年に入りご逝去されました同僚議員成田 進氏、前議員冨樫鉄蔵氏のご 冥福をお祈りし、哀悼の誠を捧げるものであります。また、堀井議員には、ご母堂様の ご逝去に心中を察し、お悔やみ申し上げます。

さて、このたびは一般質問の機会をいただきました議会に対し、衷心より感謝申し上 げるものであります。

潟上市の振興を願っては、政策全般の旧3町のすり合わせ、ネックにもなりかねないものばかり、基本的には合併協議をもととし、地方分権という方向の中で福祉・財政・行政改革などを抱え、種苗交換会、国民体育大会の開催は、新市を挙げて、しかも市民一体となってなし得たことは評価されることであります。「井戸を掘る人」と「水を飲む人」という言葉もあります。まちづくりも同じであり、歴史と実績の上に成り立っていると思います。市長はじめ各担当分野の労はいかんばかりかとご推察しつつも、3年になります。このたびの質問は、これまで産業建設常任委員会では機会あるごとに提案・提言してきたものもあります。融合かつ迅速に合併の成果を出すべきではないかと期待しているものでもありますが、はかばかしくないと感じているのは私だけでしょうか。そこで新市発展計画、建設計画に基づいて、さらに市長は施政の取り組みについて、まちづくりの主役は市民であると唱えてもおります。以上の観点から質問に移りたいと思います。

質問の第1点は、市街地形成を確立するために、土地利用計画を立て街路網の整備が 先決ではないかについてであります。

今、早急に必要なことは旧3町のアクセスのための環状道路の整備だと私は考えております。市民の中でも同様の意見を述べる方が数多くおられます。それが庁舎建設検討委員会が設置されてからは、なおさら市庁舎の建設に危惧の念を抱き、建設はなされるのか、余分な借金はしないでほしい、とりあえず昭和の庁舎は増築して使えないものか、市役所建設よりも街路網の整備が先決ではないかの声も大きく、市庁舎建設検討委員会で検討中のことではあると思いますが、やはり巷では土地利用計画で農地など保全すべきものと長期展望に立ち街路計画を立て、市の中心市街地を想定して、まず環状路線が今必要であると力説する方も少なくありません。

私としても追分地区における県立西高校の追分駅からの通学路などは、近くの分譲地を代替地に路線の拡幅や新設のチャンスとも考えています。さらに例えば八郎潟ハイツ、夕日の映える・ふたあらの丘、花のアグリなどの観光地、史跡・遺跡など、また、昭寿苑の通りを出戸新町に結び、国道7号線へと通す。東西を101号線一本にとどめず、昭和・飯田川とふるさと農道や天王地区の拠点を結ぶための大胆な線を引くなどの街路が重要だとの考えでもあります。

そのためには、ダイレクトに旧3町のアクセスのための主要幹線環状道路、新設はきわめて少なく、既存道の拡幅や連結の整備が私の持論であります。既存道の拡幅、連結はすぐにも着手して一体感を創出する、もちろん土地利用、都市計画の整合性を持ってなすべきものでありますが、市長は潟上市のグラウンド・デザインをどのように描いておられるか、ご所信をお伺い致します。

次に、潟上市の都市計画については作業に取りかかって進行中であります。産業建設常任委員会協議会において、コンサルの説明から方向づけ、地区計画での考え方については好感が持てましたし、理解できるものでありました。今後、地域審議会などに説明する前段で行われたものであるとのことでしたが、50年後、100年後のための基本が大切であります。

これまでの地域審議会の開催状況についてと、どのようなご意見があったものでしょうか、お尋ね致します。

また、市役所庁舎が明日にも建設されるようないろいろな噂や想像が錯綜していますが、3つめに市役所の位置はどこに想定していますか。

先頃、地域審議会の場ででしょうか、都市計画審議会の場ででしょうか、いずれにしても公式の場でとのことと伺いましたが、下出戸地区を庁舎の建設位置としていると伺いました。本当でしょうか。だとすれば、合併協議会では飯田川・昭和の住民の利便性を考慮し、位置を選定してとのことではありませんでしたか。位置として選定しておられるとしたら、その理由をお聞かせください。

庁舎の建設位置についても、いずれは検討しなければならないものでありますが、あまりにも拙速しすぎてびっくりしております。下出戸地区には都市計画上、近隣に不適格建築物もあり、今後、計画区域に入れてもまちづくりに矛盾を生じませんか。

あわせて、種々の委員会の中間報告また結果について時折ご報告いただければなと日頃思っております。今回は庁舎建設検討委員会の進捗状況についてのみお尋ね致すものであります。

次に、産業振興について。2の1、農業振興政策についてお伺い致します。

地産地消の推進を図り、学校給食に地場産品を、についてであります。

市が3つの水田農業推進協議会の統合を促し、高品質の潟上ブランド産品の創出について研究開発すべきものと考えている一人であります。

地区ごとには利害関係者は発生するでしょう。今、秋田県もたがわず、潟上市としても産業を興し、市民の所得を向上させる必要はありませんか。農業は変革を求められ、米政策改革大綱を踏まえ今年度も旧3町3地区にそれぞれの方針を打ち出し、さらに農業者・農業者団体の主体的な取り組みのもとに行政が支援すると3地区のビジョンを策定しています。これも私は潟上市として2つのJAを超越して3地区の地域のあらゆる特性を生かした特色ある取り組みが可能になるものにするためにも、推進協議会を統合し、目指す高品質の潟上ブランド産品の創出・生産ができるように基盤づくりをして早急に育成すべきと思っております。

また、食料の自給率、安全の面が危惧されている今日、地産地消の推進を図ること、農家または趣味の菜園に集団作付計画を進め、学校給食に地場産品を旬のもので献立を組み込む、また、乳牛・肉牛をはじめ養豚・鶏卵を含め年間必要頭数など限られるので、生産価格は高いものになるものと考えられますが、公営とか指定管理委託の生産方法などを用いて安全・安心な食の供給、そして循環型農業、食のリサイクル化を推進することで、関係農業従事者の所得の向上・育成になるものであり、これは新市の建物計画の中の「活力と創意工夫で豊かに暮らせるまち」の農産物の生産振興、起業の促進、新産

業・新事業の創出になり、整合性もあります。就労の場の確保にもつながるものと考えて、持論を加えての質問であります。

このたびの水田農業推進協議会で副市長を会長に据え、水田関係は一本化に向けて前向きに取り組む姿勢は見られます。地域の垣根を取り除き、猫の目のように変わる国の農業政策は、また何らかの改革・変更なり変化があるように思います。早期に統合一体化をして、目指す振興策をすべきものと考えます。

いろいろ申し上げましたが、5番めに農業の振興にどう取り組むか、市長のご所見を お伺いするものであります。

また、学校給食についても現状と課題をお尋ね致すものでありますが、このたびの委員会構成で文教常任委員会に所属しましたので詳細については委員会でお尋ねしていきたいものと考えております。

次に、2の2、商工会の地域活性化事業について市が販路拡大のサポートを、についてであります。

昭和飯田川商工会では、地域活性化事業に取り組みをしてわずか1年、ご案内のように地域の資源である「わかさぎ」の新企画特産品として商品化に成功しているスナック菓子ふうの「黒糖わかさぎ」、「揚げわかさぎ」を県内外で広くPRの結果、道の駅などに陳列、引き合いもありますが、季節限定もあり商工会職員は一歩踏み出せずの状況にあります。さらに「わかさぎ粉末」は食品素材として汎用提案し、食品製造業者を中心にサンプリングを実施して問い合わせもあると伺いました。

今後、市としては食品の安全認証システム構築をして、潟上市内の製造業者が生産する製造物が安心・安全な商品であることを地域で認証するトレーサビリティの研究についても進めていただきたい。さらに「わかさぎ粉末」については、1月にサンプルを製造、4月1日に新商工会「潟上市商工会」が設立された後に広域指導センターを立ち上げて事業展開をサポートする考えであると伺っております。市長はじめ市の職員は潟上市の広告塔として、宮崎県知事に負けない販路拡大のサポートをしていただければと考えています。

また、現在、製造は各々の事業所で行っていますが、将来は工業団地に製造工場などの建設を模索して原料の「わかさぎ」の仕入れと製品化を一貫した生産体制でと頑張ってもらうことも一つであります。まずは、販路拡大のサポートに予算も伴うことでありますが、可能な限りのお手伝いをすべきものと考えます。この際、商工観光課の新設を

ご提案申し上げまして、以上ご質問ですが、符号に漏れがありましたので⑤のダッシュ としてお答えください。いかがですか。

次に、3項目めの豊川地区の構築をどのようにするかであります。

3の1、教育・観光に聖農石川理紀之助翁を生かしてについてであります。

1月18日午後、第169回通常国会において福田康夫内閣総理大臣が施政方針演説に聖農石川理紀之助翁の「井川を掘るなら水がわくまで掘れ」の言葉を引用され、最後まであきらめずに努力する決意を示されました。一躍クローズアップされた石川理紀之助翁の遺跡、遺訓の利活用が中途半端に思える状況にあります。

これを契機に市内小・中学生にも「秋田ふるさと検定」のような試験などを導入し、 その存在や業績を改めて学んでもらうことは意義深いものがあろうと思います。一度は 触れてみたい、見てみたいと尋ねて来られる方も少なくないと考えられます。既にPR 不足をご指摘されて帰った方もおられたと伺いました。6つめの質問になりますが、こ れにどう対応していきますか。

また、昨年、大久保小学校の子供たちが草木谷の休耕田に田植えをしたと魁新聞に掲載されておりました。それがタツコモチの苗と伺っています。山田町内のご指導に協力された方たちは、大久保の子供たちが「辰の子」と銘打ってそれなりの活動を展開していることを知らないまま、不思議にも何かのご縁か、一昨年から県のご指導で餅苗を選び作付米を選択したのが、この餅苗だと伺いました。このことは別にしても、こうした学習面においても、学校林もあり多岐にわたる体験学習ができ、先ほど農業振興で申し上げました農場の開設などでさらに特色ある学習が可能になる地域でもあると考えております。地域の活性化を図る必要性からも、体験学習、特色ある学習の場であるこの地域を教育の特別な地域として、さらには観光地にも傾注するなど、潟上市は打ち出してもよいのではありませんか。以上、7点めの質問です。ご所信をお伺い致します。

次に、豊川小学校の建築についてであります。

地域の方々の励みにもなる合併協議会の合意事項である豊川小学校の建築も、危険校舎にいつまでも子供たちを通わすのはどうかと思います。20年度内に学校林を活用し、例えば6教室に職員室・校長室・保健室・図書室・音楽室・調理室など1室60平米のもの15室で、平米単価20万円とすれば約300坪の2億円程度でできます。平屋建てのペンション風、高床式などと地域の特徴を出して現有数で建築すべきであります。何年か後にどうしても学校として維持管理が困難となるのであれば、その時点で地域住民が納得

の上で将来は豊川地区のコミュニケーションの拠点とし、また、デイサービスなどの活用も考えてよいのではないかと脳裏をよぎります。いかがですか。

現状から何らかの施策を講じなければならない状況にあります。これまで数多くの優秀な子供たちを輩出もしています。学校として子供たちのことを考えれば、どのような環境で育みをすべきかの疑問もあります。改築には生徒数の減少からと危惧の念をぬぐいきれません。

そこで、人口の増加で地区形成を保つ方法の一つとして、私は市営住宅の入居希望者が常に20世帯以上の待機があると伺ってますから、地区内の遊休地に市営住宅を建設する、これが生徒数の増加にもつながり、人口増加、遊休地の活用、児童数の維持と一石三鳥の効果を見込むことができるものと確信致しております。以上が8つめの質問になります。この点についてのご所信はいかがお持ちですか。

次に、教育ビジョン策定検討委員会の進捗状況についてであります。

まず、700万円を超える基本設計はどのようなものであったか伺っておりませんのでわかりませんが、基本設計が完了したころに(仮称)教育ビジョン策定検討委員会が立ち上げられ、後に学校教育環境適正化検討委員会とされたようでありますが、この検討委員会の答申が前の議会では間もなくいただけるものとお話があったと思います。委員は何人で、どんな方々で、何回開催されたものか。結論はどのような答申になるものか。この結果次第では建築を見送ることもあり得るでしょうか。答申についてはご報告が28日に配付されておりましたので、委員の人数、会議等の回数は省略してください。

仮にも学校建築を見送るとなると、さらに豊川地区の町内会は限界集落が年とともに加速、増加の一途をたどることは必然でありましょう。ちなみに学校の東にある広域農道を通って通勤している豊川小学校の先生方も少なくないとも伺っております。この農道は1日4,400台の車が通行しているようであり、潟上市に立ち寄り、通う、経済波及効果を求めてもよいのではないかと考えます。また、小学校の建築だけが復興につながるとは申しません。いくつかの要因で相乗効果が出るものと考えます。地区住民の期待にこたえるのも行政の役割であります。

そこで、市長は豊川地区をどのように構築する考えでおられるか、お伺いするものであります。

3の4、豊川油田、産業省から産業遺産の認定を受けました。今後どのような取り組みをされますかについてであります。

豊川地区の構築に関連しますが、豊川地区にはご案内のように油田関係の歴史的にも 貴重な生きた資料がたくさんありました。このたび産業省から産業遺産の認定を受けて おります。今後どのように取り組みをされますか。

豊川をヨイショする会に依存しただけでは現状維持も困難と思われます。例えば、国の観光立国の中の観光ルネッサンス事業に参画して補助金を導入するにしても、市が確立した位置づけをし、補助金をつけて対応しないと該当になりません。現段階では元の木阿弥になると考えます。いかがお考えですか。

4項目め、市の報告に対して今後の取り組みについてお伺い致します。

4の1、中村征夫氏の功績を評価し常設展示しては、についてであります。

中村征夫氏の功績については高く評価してよいと思います。中村氏の作品は、商工会館に2展、大久保小学校などに148展ほど寄贈され、展示しているものもあります。特別講演の際には感謝状が贈られておりますが、今後どのように公開展示していくべきとお考えですか。県の文化功労者として受章され、また、環境をテーマに昨年、土門 拳賞を受賞した中村征夫氏は世界的にも有名な写真家であります。常設展示をし、中村氏のふるさととして市内外にアピールしていくべきと考えます。

また、中村氏のように活躍している方がおられるとすれば、市民ホールなどに写真と プロフィールを掲示し、市民に我が潟上市出身者として広く知ってもらうものも一つの 方法ではないでしょうか。いかがですか。

次に、4の2、旧天洋跡地利用検討委員会のご報告がありましたが、市民に一部開放をすぐにもできませんか。近隣商店に来るお客様には便利に活用してもらえる効果があり、喜んでもらえるものと思いますが、いかがでしょうか。

4の3、市の職員の研修は行われていますか。また、職員の給与の旧町の格差是正についてであります。

市長は各地の新年会において新年の訓示のことをお話ししておられます。まさにそのとおりであり、潟上市職員として職員の意識を持つのは当然のことであります。しかしながら、旧3町の行政運営が身についた職員資質と職場意識で職務に携わっている職員もおられるとすれば、新市の職場環境を創出することが急務であります。そのためには縦割に対し、組織横断的な組織活性化がなければなりません。時にはトップダウン方式も重要な手法であり否定するものではありませんが、市長は行政組織のトップとして機構・人事についての専権事項をお持ちであります。要は、市長自身の組織運営に関する

理念と姿勢にかかわることでもあります。このたびの施政方針で市長が改めて新市に傾ける熱意と情熱を語っていただきました。感動を覚えつつ、拝聴致したところであります。

今後は職員が目的意識を持ち、自治の担い手として意欲を持たせるための研修会などの開催で周知徹底されてはいかがですか。今後の対応について市長のお考えをお聞かせください。

また、職員の給与の旧町の格差の是正は順調に行われているだろうか。職員に不満が 残り、就業意欲に影響がないか危惧するところであります。是正の方法についてと方針 についてお伺い致します。

4の4、潟上にどんな企業を誘致して地域の発展を目指すかについてお伺い致します。 前段申し上げました産業の創出についてでありますが、産業を創出する団体や企業が 育つ環境にあると考えるのは現状では難しく、誘致に視点を置き、職員の派遣をされた ことは評価致します。どのような関連の企業を誘致し、波及効果をねらい地域の発展を 目指すのか、そのお考えをお聞かせください。

また、総務省の頑張る地方応援プログラムが従来の財政支援から一段と強化されました。こうした支援に積極的に参画することも一つかと考えます。市長のご所信をお伺い致すものであります。

以上、4項目16点のご質問を致しましたが、明確なるご答弁をお願いし、壇上での一般質問を終わります。以上です。

- ○議長(藤原幸作) 当局より答弁を求めます。石川市長。
- ○市長(石川光男) 9番佐藤議員の一般質問にお答え致します。

まず、全般にわたりまして傾聴する意見・提言があったことを、まず冒頭に申し上げます。この後、私、副市長、教育長、各部長がお答え致しますが、まず1点めの市長は 潟上市のグラウンド・デザインをどのように描いておられるかについてお答えします。

佐藤さんには釈迦に説法と思いますが、このグラウンド・デザインの源を申し上げますと、平成10年3月、橋本内閣で閣議決定した21世紀の国土のグラウンド・デザインが基本となり、各地方自治体に引用されております。第5次全国総合開発計画に相当するものであります。

さて、潟上市のグラウンド・デザインをどのように描いているかとの質問でありますが、都市利用、都市計画等との整合性を持ってなすべきことであることは、質問の趣旨

のとおりであります。その上で、潟上市の将来都市像としては住みよい居住環境の形成という観点から、適切な都市利用の誘導と都市基盤施設整備等の推進や自立性の高い都市形成、そして地域特性、地域資源を生かした産業の振興、コンパクトで個性ある都市空間の形成として3地域が有機的に結ばれた道路網の整備による地域間交流の促進、また、公共交通を重視したまちづくりとして新しい公共交通システムの構築等による人と環境にやさしいまちづくりを基本的な考え方としております。

平成18年6月に潟上市の最上位計画であります潟上市総合発展計画基本構想を議決いただきました。今計画は、基本構想、基本計画の実施計画なるもので、本市の将来像を「活き生きかたがみの夢づくり 一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市」となし、市内各地域の個性や市民一人ひとりの生き方が尊重され、市民および団体等と行政が協働連携を深めながら恵まれた自然環境の保全と魅力的な組織環境の創造に努めるもので、そのための具体の基本目標として「水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり」など6つを掲げ、政策16項目、施策および事業36項目を行動計画として描いております。私は潟上市総合発展計画そのものが、本市のグラウンド・デザインであると考えております。

次に、質問事項の市街地形成を確立するための市役所の位置はどこに想定しているか の質問についてお答えします。

下出戸地区という言葉が出まして、下出戸地区はもちろんびっくりしているし、私も 寝耳に水であります。

まず、市役所の位置については、合併協議の確認事項として「新庁舎は本庁方式により天王地内に建設すること」とし、位置については「昭和飯田川地区の利便性を考慮して選定し、合併特例債の適用を受けられる期間中に建設するものとする」のとおりであり、具体的に天王地内のどこに建設するかということは現段階にあっては全くの白紙の状態であります。

次に、商工振興政策の充実を図るため商工観光課の新設の提案についてお答え致します。

商工振興については、市の重要施策として企業誘致を図るため、県企業誘致室へ職員 を派遣し、平成20年度は県東京事務所で誘致推進に努めることとしております。同時に 商工振興を図る上で地元商工業の活性化が重要であり、そのための行政組織の充実を 図っております。 ご提案の商工観光課の新設についてでありますが、組織機構については常に見直しを しておりますが、平成19年度に機構改革を行ってようやく1年を経過しようとしており ます。平成20年度は機構改革の取り組みを検証し、見直しをするよう指示しております。 その中で、ご提案いただいた商工観光課についても検討させていただきたいと存じます。 最後に、どんな企業を誘致して地域の発展を目指すかについてお答え申し上げます。

ご承知のとおり企業誘致の最大の目的は雇用機会の創出であり、また、本市産業の経済的・技術的波及効果に期待するところであります。本地域は秋田県資源リサイクル・医療関連地域産業活性化協議会に加入し広域的な企業誘致に取り組んでおりますが、報道等にもありますとおり、国と県が研究・検討を重ねている環日本海シーアンドレール構想がさまざまな課題を克服し現実的な局面を迎えた場合、県北に位置する資源リサイクル関連事業ならびに医療関連企業にとって物流機能のメリットの拡大が予想され、本工業団地の立地環境も際だった可能性を持っていると考えています

こうした背景を有しながら、業種にこだわらない柔軟な企業の誘致を展開してまいりたいと存じます。県にも秋田港が物流の拠点基地として発展することと、本市工業団地を含めた周辺工業団地への関連企業誘致を強く進言してまいりたいと存じます。

また、頑張る地方応援プログラムについては、魅力ある地方に生まれ変わろうとする地方独自のプロジェクトを自ら考え前向きに取り組む地方公共団体に対し、特別交付税が措置されるものであります。期間は21年までとなっており、交付税は1市町村・単年度当たり3,000万円が限度となります。市では19年度に環境保全プロジェクトと少子化対策プロジェクトに応募し、すでに2プロジェクトとして単年度の限度額を超えているところです。企業誘致にあたっては、頑張る地方応援プログラムに参画することは可能でありますので、20年度以降の応募について検討してまいりたいと思います。

私の答弁は以上であります。

- ○議長(藤原幸作) 鐙副市長。
- ○副市長(鐙 利行) 市職員の研修と職員給与についてお答え申し上げます。

まず、職員の研修についてでございますが、職員の人材育成や専門知識の習得等を養うために市としても職員研修の重要性を認識しております。合併時から職員意識の向上を図るための接遇研修、職階別・経験年数別の研修、専門研修等実施しております。研修の中には、県職員とともに受ける研修などにも参加させております。平成19年度は、人事担当で実施している職員研修では全職員329人中54人の職員が受講しております。

平成20年度には58人の研修を現在予定しております。

また、職員の行政課題対応能力の向上に資するため、研修内容・計画等すべてに職員が自発的に行う研修、市において全職員を対象とした研修会も実施することとしております。今後も職員研修規定に基づく職員研修計画により積極的に研修等に参加することで、職員の自治意識の高揚を図ってまいりたいと考えておりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

職員の給与につきましては、平成18年第1回市議会定例会で議員の皆さんにご報告申し上げておりますが、平成17年度末において給与調整を行っておるところでございます。なお、3年間の年次計画で調整をすることとしておりましたが、ご存じのように平成18年4月1日から新給料表に切り替えになりまして、給料月額を平均で4.8%引き下げることになったこと。さらに中高齢層には最大7%の引き下げが行われることに伴い、年次計画で調整すると実質給与が上がらないまま調整されることから、平成17年度末に一括調整をしたものでございます。調整にあたっては、職員給料の高い旧天王町の職員給料体型に合わせる方向で調整し、職員への給与調整に関する説明会を実施して職員の皆さんには周知しております。

なお、この調整においては、中高齢職員については個々人の昇格時期がまちまちであること等々により調整が難しい部分もありましたが、この後は市職員全体の中での調整として見直し検討することとなります。

なお、職員給与の目安であるラスパイレス指数で見ると、合併前の平成16年度における旧天王町は87.9、昭和町が80.0、飯田川町が81.0でございましたが、合併後の平成17年度は潟上市が84.7、平成18年度86.4、平成19年度は87.3と改善されてきておりますことをご報告致します。

以上で答弁にかえます。

- ○議長(藤原幸作) 肥田野総務部長。
- ○総務部長(肥田野耕二) 私からは質問項目1の市街地形成を確立するための中の④庁 舎建設検討委員会の進捗状況についてお答え申し上げます。

午前中の17番中川議員さんにも新庁舎建設検討委員会の際の説明にも申し上げましたが、現在、市庁舎建設検討委員会においては新庁舎建設基本構想を策定中であります。 この中において新庁舎の規模・機能、事業費の推計、現庁舎の活用方法等を協議・検討していくこととしております。今年度は2回の検討委員会を開催しております。委員会 においては建設スケジュールや財源手当、構造内容等についてのご意見・ご提言等があり、この後の検討委員会においては建設のスケジュールなどについて今後の財政計画を 見きわめた上で提示することとしております。

それから次に質問項目4番の市の報告に対して今後の取り組みについての中の4の1、 ②についてですが、中村征夫氏の功績を評価し、常設展示にしてはとの質問にお答え致 します。

昨年は、昭和飯田川ロータリークラブ創立40周年記念事業として、世界的に活躍する 昭和出身の写真家中村征夫氏をお迎えして記念講演が行われた際、潟上市長として感謝 状を贈らせていただきました。中村氏の事績につきましては今さら申し上げるまでもあ りませんが、国内外の海の魅力と環境をテーマに精力的に撮影取材し世界に発信してお り、水中写真および報道写真の発展に尽くしたこれらの功績は、土門賞の受賞に代表さ れるように世界的に高い評価を得ているところであり、郷土の誇りと思っております。

ご質問にある中村征夫氏の作品の常設展示につきましては、展示場所や管理等の懸案 事項を含めまして今後検討してまいりたいと思います。

次に、質問項目4番の市の報告に対して今後の取り組みについての中の4の2、③旧 天洋跡地利用検討委員会の報告について申し上げます。

旧天洋跡地利用について、検討委員会の結論が出るまでの間、市民に一部を開放できないものか。近隣商店に来るお客様に便利に利用してもらえる効果もあることからとのご質問でございますが、現段階では商店会前の道路に面した部分を商店会への駐車スペースとして開放していただきたいと、地域のおもしろロード商店会からも同様の要望がございます。これに沿えるように考えております。

なお、現在工事中であり、その工事の終了に合わせて利用できるよう、今後調整して まいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(藤原幸作) 小林教育長。
- ○教育長(小林 洋) 佐藤議員の質問の9番の3の1、教育・観光に聖農石川理紀之助 翁を生かしての質問にお答えしたいと思います。

福田首相が施政方針演説で引用された格言は全国に波紋を呼んでおります。郷土の先覚者である石川理紀之助翁の数多い功績や村づくり、人づくりの精神を市民に広く認識を深めてまいりたいと考えております。

秋田県種苗交換会では、石川理紀之助翁の生涯と業績を中心に展示してまいりましたが、今年は、にかほ市で開催される秋田県種苗交換会では、福田首相が施政方針演説で引用された格言や教訓・和歌を展示に加えることを計画しております。また、福田首相が引用した格言を入れた石川理紀之助翁のポスターを作成し、市内の公共施設に掲示しているところであります。今後は観光施設等に掲示を考えております。

なお、県教育委員会でも県内の子供たちに対する石川理紀之助翁の紹介について検討 しているとの連絡を受けております。

次に、⑦についてお答えします。

潟上市の将来を担う子供たちにとって、佐藤議員がご指摘のとおり是非必要なことととらえております。常々、子供たちが地域の豊かな自然を生かした農作物などの栽培活動や自然と触れ合う体験活動等で得た感動体験を充実することにより、地域のよさを発見させ、地域への愛着心を醸成し、地域に根ざして生きる意欲を喚起しようと努めているところであります。大久保小学校をはじめ各小・中学校においても総合的な学習の時間を利用し、それぞれ特色のある学習に取り組んでおりますので、これからもより一層、地域や関係機関との連携を取りながら推奨してまいりたいと思います。

質問項目の3番めの3の2、豊川小学校の建築についてお答え致します。

これまでの教育力を踏まえ、現在、これからの状況をとらえて潟上市全体の中で学校の教育環境、学習環境がどうあればよいか、答申をもとにさまざまな要因をさらに検討し、速やかに議員の皆様をはじめ保護者ならびに地域の方々に説明し、関係機関とも相談協議しながら対応してまいりたいと思います。

また、市営住宅の建設については、現在413戸ありますが、築後30年を経過して立て 替えの必要な団地もあることから、市営住宅の現状・需要等を調査し、今後の住宅政策 の指針となる「住生活基本計画」の策定に着手する予定であることを受けております。

次に、学校教育環境適正化検討委員会の進捗状況についてお答え致します。

当検討委員会は、将来を担う潟上市の子供たちの視点に立ち学校の教育環境等がどう あるべきかを検討・審議していただくため、学校関係者や保護者の代表など20名の方々 で組織され、5回にわたって審議・検討を行ってまいりました。

その結果、学校規模については、1学級の児童生徒が30人程度、小学校では1学年2ないし3学級、中学校では1学年2ないし4学級であること。複式学級を毎年有することが考えられる小・中学校においては、学区の見直しや統合する方向が望ましいとの答

申をいただいております。

以上であります。

- ○議長(藤原幸作) 伊藤産業建設部長。
- ○産業建設部長(伊藤賢志) 佐藤議員にお答えします。

産業建設部関連項目が4項目ございますので、順を追って私の方からご答弁申し上げます。

1つめは、地域審議会の開催についてどのようななご意見があったものかということですけれども、今年度におきましては、6月12日、産業建設常任委員会に説明の後、6月20日から27日までの間に市内公民館を主体として5か所で市民懇談会を開催致しました。現行の都市計画の状況を説明し、意見や要望をいただいております。

主なものとしては、各種産業の振興のための土地利用規制の緩和、これは主に国道沿い、または県道沿いが住民からの意見だと、要望だととらえてまいりました。それから、やはり時代を反映して若者の定住条件の強化ということで、やはりこれは雇用問題がからんでいるというような、工業団地に企業、それからいろんなところに企業を誘致して若者の定住を図ってほしいということです。それから公共交通の利便性向上、これはJR、潟上市としてはJRの駅が6つございます。奥羽本線、男鹿線という2路線があり、それをつなぐ連携するバス、またはデマンド交通というかバスというか、そういうものを運用できないかというような意見がございました。それから佐藤議員の質問の中にありました、地域間を連結する道路の整備の必要性ということで、たくさんの意見をいただいております。そのほかいろいろございますけれども、後で皆さんに公表したいと思います。これらを参考に地域別構想や、それから産業活性化の方針を検討してまいりたいと思います。

ご質問の地域審議会、これは昭和と飯田川しかございませんので、都市計画に関しては都市計画審議会、それから常任委員会、議会、あとは一般市民すべてを対象にしてこれからも市民懇談会としていろんな場所で、要請もあれば説明に伺いたいと思います。

なお、12月26日に開催致しました都市計画審議会では、今の素案の概要を説明しております。

次に農業の振興でございますけれども、農業の振興に関しては市長が施政方針の中で 申し上げた項目が今年度の取り組みとしてとらえておるわけなんですけれども、まず佐 藤議員がおっしゃる農業振興というのは地場産品をからめて、それから学校給食をどう とらえていくんだということについてだととらえておりますので、その点について基本 となる考え方を答えていくと。

ご質問の前段にあります市内3地域の水田農業推進協議会につきましては、各地域の特色を生かした地域水田農業ビジョンに沿って農業の振興を図っているということです。このビジョンは、米政策改革大綱を踏まえ水田農業振興の方向を明らかにし、農業者・農業者団体が主体的に水田農業改革に取り組むことなどを趣旨として掲げ、米を中心とした多様な作物の作付計画、それから販売計画や担い手の育成計画、土地の利用集積計画などを目標年次を定めて年度ごとの達成度合いを検証し、また、評価を繰り返しながら潟上市の農業の振興を図っていくということでございます。

ご指摘にありますように、地域の利害関係を越えて3地区を同じくするビジョンを策定し農業の振興を図ることに私も考えを同じくするものです。しかし、何といいましても農業の基本は土地であります。ですから、変化のあるさまざまな土地条件や施設要件、それに長く地域で培ってきた取り組みを最大公約数的に統一するということで、かえって佐藤議員がおっしゃる、ご質問の中で言われます3地区のあらゆる特性を生かした特色ある取り組みというものが稀薄化することも懸念されます。

まず、これまでの大勢を見れば、日本農業にとって大きな問題点がここにあるように 私も考えております。昭和45年の減反政策に始まり、全国一律の政策が今日の日本農業 の政策に大きく陰を落としているように思えるからです。そういった意味から、水田農 業ビジョンについては今後も検討を加えてまいりますが、地域に合った特色を最大限生 かしながら、そこで営農を司る担い手の情報交流をもとに農業の発展を促進してまいり たいと考えております。

特に、今の水田農業に関しては3地区がそれぞれ特色を持っております。天王地区の大豆転作は県内随一でございます。それは面積要件をまず筆頭に考え、そして地域を超え、集落を超え、組合員を超えて今まで、これまで三十何年間やってまいりました。それから飯田川地区の基幹は、やはりどうしてもほ場整備が基本となって現在は集落営農が営農していると。それぞれのやはりこれまで培ってきた取り組みが基本となる。昭和の場合は個人転作が主体だと。ある程度の集団はありますけれども。

また、地産地消と学校給食への地場産品の提供による生産振興対策・起業対策については、米・大豆等の生産からさらに幅を持たせる取り組みであり、経営の安定を図る上で必要不可欠な取り組みと考えています。

市と致しましては、今後、県内であまり進展が見られない食育推進計画を策定する予定でございます。食育から見た潟上市民の「食」と「健康」をキーワードに、豊かな食材や身近にある農業生産現場を活用した安全・安心な農産物の提供に始まり、家庭、地域、学校、保育所等と連携した「食から始まる心と体の健康」を進めながら、あわせて農業の振興を図ってまいりたいと思います。

また、水田農業推進協議会の統合につきましては、農協を同じくする昭和・飯田川地域の統合を昨年まで農業関係者と協議してまいりました。しかし施政方針の中でも述べましたが、平成20年の米の生産数量目標の減少率が5.5%と大幅な動きとなり、このことが大きく影響し、平成20年度は生産調整の拡大部分をいかに達成するかが今農家の課題であります。本市の農業にとっても最大の懸案事項と我々はとらえておる次第です。20年の統合を見送ったいきさつがあり、統合については今後とも関係者と協議してまいります。

このように農政は米価格の下落と、次々に繰り出される政策に翻弄されています。この の窮状をまず脱することを目標に取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと存 じます。

また、学校給食の現状と課題につきましては、地場産物を積極的に取り入れていれるところです。ところですが、しかし給食に活用できるだけの量がない。時期的な量がない。一時的には相当数が集まるけれども、時期的にはないということで、安定した量と趣味の域を超えた品質の食材を十分に供給できるよう仕組みを確立することが、まず先決だと考えております。

次に、商工業の振興対策でございますけれども、この事業については平成18年度、中小企業庁の小規模事業者新事業全国展開支援事業の補助をいただき、新八郎潟つくだ煮地域ブランド展開事業として試作品の開発に取り組んできたものと伺っております。この開発段階のプロジェクトには市の職員もかかわってまいりました。その後は商工会独自に平成19年度と20年度にわたり、県商工会連合会の商工会提案公募型事業地域活性化事業として販路拡大サポート的補助をいただき、商品の販売促進のために研究を継続されていると伺っています。

今まさに商品化に取り組んできた成果を販売戦略のレールに乗せて、実りある事業の 集大成を図るところに来ていると考えています。この取り組みこそが、これまで培って きたノウハウを生かし新生「潟上市商工会」誕生に華を添える事業になると期待してお るところです。商工会職員のみならず会員が一丸となって取り組む課題であろうと我々 も考えております。

市と致しましても、例えば「わかさぎ粉末」などはカルシウムも多く含まれていると聞いておりますので、学校、市関係施設の活用を検討してまいりたいと存じます。無論、 販路拡大のための広告塔として使える商品であればサポートは惜しまないものと考えています。

さらに開発した商品製造を工業団地で、という構想も佐藤議員はお持ちのようですけれども、まずは販売体制を確立するという体制を含めてからが、これらをまず課題に検討していきたいというふうに考えております。

また、トレーサビリティーという、いわゆる食品等の製造履歴管理については既に農産物の生産現場では制度化されております。昨今の食の安全性に対する感心の度合いからしても、食品関連製品を扱う商工会員には特に周知徹底を図ることが社会的にも必要なことと思います。市としては農産物の生産を扱う農協をはじめ商工会が、市全域をカバーするトレーサビリティーシステムの構築に自らが積極的に取り組むことを期待しているものでございます。

次に、最後になりましたけれども豊川構築をどうするかと。特にその中で豊川油田、産業遺産ということで今後の取り組みをどうするかということですけれども、これは豊川をヨイショする会が地道に豊川油田の歴史的歩みに着目し活動してきた結果が、近代産業遺産群の一つに選ばれたゆえんであると認識しています。このように豊川をヨイショする会の活動に対し、現状維持も困難と形容するわけにはいかない強い信念を感じているところであります。

さて、遺産には天然アスファルトの採掘跡、それから井戸、機材の一部、事務所などのほか当時の文献・写真等がたくさんありますが、今後、ヨイショする会が議論を重ね実践的な活動をもとに方向づけを考えているようですけれども、その1つの中にNPOの立ち上げ、20年度に考えているというようでございます。シンポジウムの開催が今年度予定されているようですけれども、市と致しましてもシンポジウムの開催については支援する方向で検討しています。

なお、質問にある観光ルネッサンス事業の導入について触れられておりますけれども、 この事業は外国人の方々が来訪するその数というか、増加具合が事業採択の中身になっ てございますので、これらの事業を立ち上げるとなればいろんな事業がございますので、 何も観光ルネッサンスには、うちの方の希望としては該当しない。

とにかく豊川遺産というか豊川油田の遺産に関しては今後いかに魅力のある遺産とするか。遺産というものはやはりその活動する会だけでなく、その地域の方々、それに関係する方々がどのようにして大事に保存していく、後世に伝えていくのかということ、その意見をまず広く聞きたいというふうに我々は考えております。どうかご理解ください。

以上です。

- ○議長(藤原幸作) 9番、再質問ありますか。
- ○9番(佐藤義久) 時間がないので誠に残念ですが、お約束したことを淡々と守って やっていただければなと思います。ありがとうございました。
- ○議長(藤原幸作) これをもって、9番佐藤義久議員の質問を終わります。 暫時休憩します。再開は2時40分と致します。

午後 2時30分 休憩

.....

午後 2時40分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開致します。

7番佐藤恵佐雄議員の発言を許します。7番。

○7番(佐藤恵佐雄) 3月定例議会において一般質問の機会を得ましたことを、まず もって御礼を申し上げます。

質問の前に2、3のことを話したいと思います。

政治の世界に身を置く者として、時折憤りを感じている一人であります。それは国民の安心・安全な生活を守るべき政治家の腐敗、堕落、エリート官僚などの癒着など、いまだに金権政治がまかり通っているところであります。また、県や市町村の自治体にあっても、公僕たる職員が着服、詐欺、賄賂で逮捕されるなど、目に余るものがあることであります。幸い当市自治体においては不祥事が起きておりませんが、絶対にあってはならないことであります。

話は変わるが、我が党が昭和30年、公政連として政界に進出したのは、伏魔殿と言われた東京都政に鋭いメスを入れ、腐敗の追及、クリーンな都政の実現でありました。以来、庶民から生まれた大衆政党として、人間主義、生活現場第一主義をモットーとして福祉の党の旗印を掲げ、今日に至っておることをご承知願いたいと思います。

このたびの原油高騰対策、いわゆる福祉灯油に対しても、政府においては私ども公明党の強い要請を受け、12月11日、原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活困窮者対策など、地方公共団体の自主的な取り組みへの支援について特別交付税で措置を講じることと決定したのであります。そしてこれらの決定を受け、当潟上支部と致しましても福祉灯油にかかわる緊急要望書を石川市長に12月27日提出致しました。当局として速やかな対応のもと、先の臨時議会において灯油代助成の予算が決定になりましたことは大変に喜ばしい話であります。冬期間であるだけに、生活困窮者の方々は感謝と心のぬくもりを感じていることでありましょう。当局におかれましては、今後もなお一層の生活者重視の行政運営を願うものであります。

それでは通告の順に従って質問致しますので、宜しくお願い致します。

災害対策についてであります。

史上最悪の惨事となったスマトラ沖地震とインド洋大津波の犠牲者は7万人に達し、エネルギーは阪神大震災の1,400倍と発表され、津波の恐ろしさを物語っております。 行政も警戒を呼びかけず、地震、津波への知識不足が被害を拡大したと報道されております。

我が国においても、先ほど話しました戦後最大の都市型災害となった6,434人の尊い命を奪った阪神淡路大震災から13年を迎えましたが、ここでもやはり政府や行政の対応の遅れが批判されました。また、県内の災害で思い出されることは、昭和56年、台風15号の襲来により八郎湖わかさぎ漁で9人の死者を出した水難事故であります。2年後、昭和58年5月26日、お昼時発生した日本海中部地震マグニチュード7.7は、104人の犠牲者と各地域に大きな傷跡を残したことは決して忘れることができないことであります。

国内で最近大きな被害をもたらした地震の主な例を挙げますと、16年の新潟中越地震、 17年には福岡県西方沖地震、千葉県西北部地震、宮城県沖地震、19年には能登半島地震、 新潟長野県を中心とした新潟県上中越沖地震が起きております。

日本列島は今、地震活動が活発な時期に入っていると言われております。防災対策の推進が何より必要であります。建物の耐震化や食糧・毛布などの備蓄倉庫の確保、自主防災組織など、被害を最小限に食いとめる知恵と努力が必要であります。今の地球環境は予期もしない事態が起きるかもしれない状況にあり、有事を想定し、自然災害に備えなくてはいけない時代にあると思っております。当市としての現状はどうなのか、対策計画についてお伺い致しします。

ちなみに県は大規模地震で最大被災者数が3万8,311人と想定し、そのうち約7割に当たる2万8,000人分の毛布や仮設トイレなどの生活関連物資の備蓄を目標にしていると説明しております。

次に、防犯対策について伺います。

毎日報道されない日がないくらい、殺人、強盗、放火、強姦などの凶悪犯罪の事件が ニュースとして取りざたされていることは大変に残念なことであり、憂慮するべきとこ ろであります。近年の刑法犯の認知件数は、昭和40年代に比べると2倍近い水準であり、 検挙率も大幅に低下するなど、国民の犯罪に対する不安が高くなっていると言われてお ります。悪化する治安の対策には、警察の力だけでなく地域住民によるボランティアな どによる防犯への取り組みが行われているが、国や地方自治体、警察、消防、学校がよ り連携し、話し合いながら安全・安心のまちづくりへの施策を推進すべきと思うが、当 市の課題は何かお伺い致します。

また、最近の犯罪情勢を見ますと、小学生が被害者となる痛ましい事件が発生しています。子供たちが地域で危険を感じたときなど安心して逃げ込める「子ども110番の家」の目印を掲げる協力者は既に150万軒に達し、子供を守る地域連係の輪は拡大を続けていると言われているが、当市としての設置軒数と現状、最近の動向はどのようになっているかお伺い致します。

次に、過疎集落に対してお伺いします。

我が国は一昨年、有史以来初めて人口減少時代に突入致しました。過疎集落問題は今後100年以上続くであろうと言われ、国家行政、また地方自治体としても明白な最重要課題であります。

国土交通省の集落の状況に関する調査によりますと、18年度実施、山間部など全国の 過疎地にある集落数は6万2,273に達し、うち限界集落は約7,900、無人化して集落機能 の維持が困難な集落数は2,917、4.7%となっております。

「限界集落についてどう思うか」という調査によると、「国の責任で消滅しないようにすべき」が42%、「地方自治体の責任で」というのが25%、「住民の自助努力で」というのが8%、「消滅していくのは仕方がない」は20%の回答の結果が出ております。65歳以上の高齢者が住民の半数を超え、田畑の管理や冠婚葬祭などの地域活動が困難な限界集落については、67%が「集落維持のために行政の支援が必要」とされております。過疎高齢化率に伴う自然環境保全の維持などに困難が生じる中で、集落住民は加速す

る人口減少による集落環境の激変に手の打ちようがないとの声が象徴されるように、立 ち尽くす感があります。

過疎集落においては、高齢の地域役員の兼務、継続が大きな負担となるなど、共同体維持のための人的パワーが不足しているとともに財政の弱体化が懸念されております。 当市としても過疎化が進んでいる類似した地域があると思うが、今後の過疎集落についての考え方、対策についてお伺い致します。

以上、壇上をもっての質問を終わります。

- ○議長(藤原幸作) 当局より答弁を求めます。菅生市民生活部長。
- ○市民生活部長(菅生一也) 7番佐藤恵佐雄議員の災害防災対策についてご答弁申し上 げます。

災害時における危機管理対策につきましては、災害対策基本法に基づいて平成18年度に潟上市地域防災計画を策定しております。ご承知とは存じますが、この計画の中には災害発生時の連絡系統や災害警戒のための準備体制、第1動員、第2動員体制等を明確に記載しております。計画書については平成19年度に変更されました秋田県防災計画とのすり合わせが終了したことから、関係機関および庁内各課に配付を致しまして計画の周知を図ってまいります。

昨年4月には防災マップを作成し全世帯に配付しておりますが、今後も各種集会を通 じ、防災に対する啓蒙普及を図ってまいりたいと存じます。

また、災害時の情報伝達として防災行政無線が全市に整備されたことから、有効な活用を図ってまいりたいと考えております。しかし、被災の場所、災害時の状況によっては、その対応が臨機に変わることもあります。いかなる場合も人命尊重を第一として対処すべきものであり、危機管理対策もその災害の状況により判断し、対応しなければなりません。

しかし、このような状況に対処するには何よりも市民の協力が不可欠であり、ご指摘のとおり自主防災組織の活動が重要となってまいります。自主防災組織の育成につきましては宝くじ助成事業を活用し、18年度・19年度の2か年において災害対策備品を2地区に整備しております。20年度におきましても1か所の整備を計画致しており、今後も同事業を活用し、自主防災組織育成に努めたいと考えております。

災害時における備蓄の件でありますが、毛布や炊飯器等、避難所における最低限の資 材の確保をしておりますが、十分ではございません。飲料水・食料等々については県を 中心として関係団体と災害時の協定を締結していることから、市と致しましてもこの制度の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域住民やボランティアによる防犯対策についてでありますが、子供の安全確保を図るために各校に配置しておりますスクールガードの組織をメインに、学校・家庭はもとより地域住民、関係団体、そして市内企業と連携して地域安全パトロールや子供の見守り活動等を実施し、危険箇所の点検や安全マップの作成、事件・事故に関する情報の共有を図っております。

「子ども110番の家」については、平成10年度から12年度にかけて秋田県青少年健全育成実践モデル事業として各小学校のPTAが中心になって実践しておりますが、設置軒数は7小学校区で合計535か所となっております。今まで子供がトラブルに巻き込まれ駆け込んだという事例はございませんが、既に空き家も数軒あるとのことで再確認をし、「子ども110番の家」の趣旨に添った対応をしてまいりたいと考えております。

子供の安全・安心については、関係機関はもとより潟上市地域ぐるみの学校安全推進 委員会と連携を致しまして、小・中学校での防犯教室の実施や防犯訓練、救命訓練等、 各種施策を警察・消防署の指導のもとに防犯対策を講じてまいりたいと思います。

- ○議長(藤原幸作) 肥田野総務部長。
- ○総務部長(肥田野耕二) 私からは7番さんの2の過疎集落対策についてお答え申し上げます。

少子高齢化の進展は我が国の将来に大きな影響を及ぼすこととなりますが、本市においても人口の増加がここに来て減少に転じてきております。 秋田県人口が年々減少している中で、本市においても少子高齢化が進展しております。

過疎集落対策ということでありますが、本市においても過疎化が進行していることは本市の高齢化率からも伺えることであります。あえて申し上げますと、特に昭和豊川地区、飯田川和田妹川地区、天王湖岸地区では65歳以上の人口構成が30%を超えている集落が多くなってきております。地理的に見ますと、その傾向は山間部・農村部で多くなっております。そこには農業後継者の問題や雇用の問題などいろいろな問題が発生しております。その対策は、まさに本市が主要施策として今後取り組んでいるまちづくりそのものであります。そのためには、施策の中で行政と地域住民が協働して、それぞれの地域の特徴を生かした地域の活性化を図ることが必要でありますので、十分留意しながらまちづくりを展開してまいりたいと存じます。

集落の自治組織である自治会・町内会の運営については、過疎化傾向が続いている自治会を含めた再編・統合などについて研究・検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

- ○議長(藤原幸作) 7番、再質問ありますか。7番。
- ○7番(佐藤恵佐雄) ご答弁ありがとうございます。

災害についてのさまざま説明ありましたけれども、毛布とかそういうもろもろの設置 箇所、毛布の枚数とか、わかりますね、それから何か所、どこにそういう設置する箇所 があるのか。その点ひとつ伺いたいと思います。

それからね、ちょっと防災マップが2007年3月に発行されておりますけれども、これには保存版としてね、防災地震対策、風水害対策、火災対策、いろいろ書いて明確になっております。ただ、市民からのちょっと要望でありましたけれども、避難施設も書いてありますけれども、その住所は書いてあるけれども電話とかね、そういう緊急時の記載されてないということで、もしできれば電話も設置、マップの方にお願いしたいと、こういう要望もございました。

それから過疎集落に対しましても、今、豊川地区、和田妹川地区、それから湖岸地区ということでございましたけれども、いずれにしましても他の市町村よりはまだ高齢化率が進んでないし、過疎集落も少ないわけでございますけれども、この居住する若者たちがやはり住んでいるところを離れないとすれば、どうしてもやはり雇用とか、それから学校のそういう生徒さんが通える学校がそばにあるとかね、それから交通機関の整備とか利便性を図る、それから先ほど言いました市営住宅の促進住宅を建設するとか、いろいろなまず課題があろうかと思います。ただやはり黙認しているというわけじゃないですけれども、何かを手を打たなければますます過疎化が進むという現象でございますので、その辺はさっき総務部長からお話しありましたとおり、まず少しでもそういう地域に手を打っていただくということが何よりも先見事項ではないかなと、このように思っております。

そういうことで過疎化については説明ありませんけれども、防災の方と、それから子ども110番の、さっきもありました例えば小学校の子供さんがよく被害とかそういう犠牲者になるということを先ほどお話ししました。我が地域にあっても変質者とかそういう方々がよく出たとかね、それから他町村ではよく追っかけられたとか、あるいは声をかけられたとか、車に誘われたとか、そういう被害報告が出ているわけでございますけ

れども、当潟上市にはどのような状況なのか、その点をひとつ伺いたいと思います。

- ○議長(藤原幸作) 菅生市民生活部長。
- ○市民生活部長(菅生一也) お答え申し上げます。

毛布につきましては天王の防災センターに200枚、それから炊飯器とかそういったものもありますけれども、今回自主防災組織という2つの施設にも毛布それぞれ100枚、それから炊飯器が100人分ずつ、それから発電機、それから担架、そういったものを配備しております。この20年度においても同じような状況になります。

以上です。

- ○議長(藤原幸作) 市民生活部長、宜しく。
- ○市民生活部長(菅生一也) 一つ忘れておりましたけれども、電話については、この後ですね、印刷物はできておりますので広報等機会を設けましていろいろ周知を図ってまいりたいと、そのように考えております。
- ○議長(藤原幸作) 小林教育長。
- ○教育長(小林 洋) 先ほど話しがありました不審者と思われる人からの声かけ等についてでありますけれども、20年の2月14日現在において6件ありました。声かけが3件と。電車の中で写真撮影が1件と。それから中学生に下半身露出が1件と。不審行動について1件と。小学生でした。こういうことについてありましたら直ちにですね、こちらの方から情報を受けまして各学校に対してこういう事案があったということで注意するようにということで連絡しております。被害は今のところありませんでしたけれども、そういうような状態で、いついかなる、どこで起きてもですね、直ちに対応できるような状態にしていきたいというふうに思っておりますので、宜しくお願いしたいと思います。
- ○議長(藤原幸作) 7番、再々質問ありますか。7番。
- ○7番(佐藤恵佐雄) 教育長の方から今お話しありましたけれども、やはりそういう6件あったということなんですけれどもね。やはりせっかく先ほど防災無線とかありますから、もしそういう何かがありましたら、やはりすぐ伝達できるような、防災無線を活用してすぐお知らせするということも非常にやはり手を打つということはね、大事でしょうから、やはり行政の、行政というかすべてにおいて一事が万事で対応の遅れがやはり事を奏する、あるいはそういう被害を大きくするという場合もございますので、その点はひとつ十分に注視していただきたいと、このように思います。

それから、先ほど、これは過疎が進んだ原因というのは先ほど言いましたけれども、 やはり高齢化、後継者不足、それから農業・農林業の生産の衰退、雇用のまず不足、そ れから過疎集落の課題は何かといえば、働く場所や仕事がまずないと。耕作放棄地が増 えていると。それから空き家が当然そういうふうになれば引っ越ししたりなんかが増え て後継者がいないと。そのためにいろいろな動植物の被害に遭っても困っている。それ から病院などが遠くて救急医療がまず不安だということで、もろもろやはりそう進んで くればだんだんだんだんそういう住みにくくなるということで、やはり移転したり他に 何というかな、特に学校なんかはそういう意味で移転する可能性が出てくると思います。 そういう意味では、今は学校も選択できる時代でございますので、やはり一つのそうい う過疎地を衰退させないためには、今、生徒がのどかな環境で勉強、あるいは生活した いという親もある意味では、東京とかそういう環境に住んでいる方々は田舎に住みたい と、こういうことでよくUターンしてくる方もおりますので、子供さんが学校でこうい うすばらしい学校があるんだよということで呼びかけて、そしてまたそういう募集して ホームステイとかね、やることも一つの対策ではないかと。あらゆる面でやはり、まず 事を起こしてみるということも必要ではなかろうかと、このように思いますので、今後 ともまずひとつ大変ご難儀でございましょうけれども、まず行政の当局の皆さんも努力、 更なる努力をしていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長(藤原幸作) 今のは答弁はいいですか。

これをもって、7番佐藤恵佐雄議員の質問を終わります。

次に、19番大谷貞廣議員の発言を許します。19番。

○19番(大谷貞廣) 通告に従いまして2項目質問させていただきます。

まず1点め、介護予防について。

平成18年度介護保険事業特別会計決算で保険給付費が歳出全体で93.5%。平成19年3 月末高齢化率22.9%。高齢化が急速に進むにつれて保険料、保険給付費も増加、天井知 らずと言っても過言ではなかろうか。

一方では、格差社会での高齢者の生活苦の増大も懸念されております。自分も高齢期に入り虚弱になり、家族も高齢となりデイサービスを利用しなければ生活に支障を来すだろう。人が人らしく尊厳を持って生きるとはどんなことだろうか。

平成16年1月1日、某時報に、すこやかに老いるための挑戦、高齢者の筋力トレーニ

ングと。その1、87歳の挑戦。その2、77歳の挑戦。その3、病気も骨折も乗り越えて。 転倒予防教室「はつらつ教室」の3メートル歩行。座位ステップの実践効果。身体活動 が多い人や運動を習慣としている人は肥満、高血圧、糖尿病、心疾患、骨粗鬆症などの 罹患率が低いほか、ストレスの緩和や心の健康づくりにもつながるとされております。 さらに高齢者においても、歩行など日常生活における身体活動が寝たきりや死亡を減少 させる効果が明らかにされております。

身体活動量を増やす具体的な手段、仕組みづくりとして市内温泉施設等に温泉療法医、温泉利用指導者、健康運動指導士等による指導を受けられる体制づくりの考えを伺いたい。

運動不足は高くつくと、某大の学者が医療費に対する喫煙、肥満、運動不足の影響を 某県の地域約5万人(適正体重BMI22以上で25未満)を9年間追跡調査結果、運動不 足は健康に影響を与えると、このような調査に基づき、さまざまな自治体で高齢者に運 動を勧める動きが始まってきたのであります。住民が健康で楽しく暮らすことができる 上に自治体の財政にもプラスがある。人は命ある限り回復する能力を持ち合わせており ます。廃用性筋萎縮(動かさないことで虚弱となる)を防ぎ、介護度の抑制につなげれ ば、自分らしく暮らし、介護者の負担を軽減するためにも介護予防の取り組みの数、質 を上げる考えはないのか伺いたい。

次に、人口移動について。

社会が一段と複雑化し国際化が加速する中で、潟上市の人口移動は総人口で平成17年3万6,102人を起点として、18年0.335%の減、19年0.556%の減。自然動態は平成17年106人の減、18年118人の減。社会動態は17年9人の増、18年74人の減。平成19年3月31日現在、人口3万5,781人、年少人口13.5%、生産年齢人口63.5%、老年人口22.9%、住民基本台帳よりでございます。高齢化は加速し、人口は減少の現象にあります。

平成17年度市町村民経済計算によれば、総生産上位は企業数が多い市部、経済成長率は米生産回復の大潟村、井川町、潟上市など南秋田地域の4市町村でアップ。電子部品製造の中核地域が安定した伸びを示している。この実態を十分に見きわめなければならないのではなかろうか。

我々は列島改造で働き、豊かさを手に入れ、それがバブル崩壊に始まり、構造改革で崩れ、市場原理主義による格差、さらにサブプライム問題、原油など原材料価格の高騰、輸入食品と経済の荒波により自分たちの生存の条件をも一段と厳しくおしかかっており

ます。

内閣府の地方再生に関する特別世論調査によれば、地域が元気がない53%、3年前より8.3ポイント増、潟上市の元気はどうなのか、「なんとかさねばだめでねしか」、できない理由を言っている間に日が暮れる、民宿女主人の言葉です。人材(財産)の流出の現状の一翼を補う一環として地域の有形資源を有効に活用する。

- ・ 潟上市の自然条件(海、潟、里山、田、畑、温泉)を団塊世代へPR。
- ・あんぷら堀、稲刈りイベント。
- ・若者の出会いイベント。
- ・くらかけ展望台乗降アップ。
- ・史跡、文化財遺産、食の回廊づくり。
- ・地域型総合スポーツクラブづくり推進。

市民総参加の食育を含めた健康づくり、生活習慣と身近で自分に適した身体活動、運動人口の増加を図る。

元気づけの仮のない仮題提案を致します。関係機関のプラス思考を伺いたいものでございます。

以上です。

- ○議長(藤原幸作) 当局より答弁を求めます。石川市長。
- ○市長(石川光男) 19番大谷議員の2点めの人口移動についてお答え致します。

地域に活力を生み出すために、人口増対策は欠くことのできないものと認識しております。人口減の主な要因としては、少子化、晩婚化、若者の県外流出、雇用の場のないこと等々が挙げられます。

人口減少の続く本県にあっては、若年者の雇用対策や本県出身者を主な対象としたA ターン就職促進事業、県外出身者や団塊の世代の方々との交流や定住の受け入れ、就業 の場の提供などの事業を進めているところですが、昨年8月には県内自治体や民間団体、 旅行会社等々とともに県定住促進協議会が設立されました。本市においても人口増対策 と交流人口の拡大は主要課題であり、本協議会会員として定住・交流促進のための情報 交換や首都圏からの団塊世代等のふるさと回帰に向けた事業の情報収集等に努めている ところであります。

また、本市は秋田岩手地域連携軸推進協議会に加入し、秋田・岩手の北東北地域におけるネットワークの一員をなしております。こうした協議会やNPO法人等が主催する

交流イベント等にも積極的に参画し、交流人口の拡大につなげていきたいと考えています。

本市における少子化対策としては、子育てと仕事の両立を支援するための多様なニーズへの対応として子育て支援センターや放課後児童クラブ、乳幼児等に対して医療費の助成を行っているところであります。雇用の場の創出のための企業誘致活動とともに、より精力的に事業の推進に努めてまいります。

なお、現在、追分地区を中心に民間による宅地開発等が行われており、定住人口の拡大につながるよう今後の取り組みに期待し、推移を見守っていきたいと思います。

なお、最後に提案ございました大谷議員のご意見・ご提言なども大いに参酌しながら、 今後ともハード・ソフトにわたった人口増対策に向けて総括的な取り組みを進めてまい ります。

以上です。

- ○議長 (藤原幸作) 丸谷福祉保健部長。
- ○福祉保健部長(丸谷 昇) 介護予防質問の第1点めであります。身体活動量を増やす 具体的な手段、仕組みづくりとして市内温泉施設等に温泉療法医、温泉利用指導者、健 康運動指導士等による指導を受ける体制づくりの考えについての質問ですが、19番大谷 議員にお答えしたいと思います。

平成20年度は高齢者の介護予防に重点的に取り組むことを施政方針としても述べておりますが、高齢者が健康で住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することは、高齢者のみならずすべての方の願いであると思います。そのためには、できる限り要介護状態にならないことが大切であります。

市では介護予防への取り組みとして、一般高齢者に対する転倒予防教室や元気アップ 教室の開催、そして高齢者の健康教育の実施、介護予防の概念などのPRの推進に努め ておりますが、20年度も引き続き事業の充実を図りながら実施してまいりたいと考えて おります。

また、生活習慣病予防対策が介護予防にもつながりますので、公共施設や温泉施設等を会場に一般市民を対象に健康運動指導士や保健師による健康教育、転倒予防教室などの開催を今後関係機関と連携し、「健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり」のため環境整備に取り組んでまいります。また、介護予防に資する自主的な活動も促進してまいります。

質問の2点め、介護者の負担を軽減するためにも介護予防の取り組みの数、質を上げる考え方についてお答え申し上げたいと思います。

平成12年4月にスタートした介護保険制度は、当初、介護者の負担を社会全体で支え合う仕組みとして導入され、制度開始以来7年が経過し、介護者の介護負担を軽減するためのサービス基盤も整いつつあります。今後は、高齢社会に向け制度を安定的に運営するためには、要介護者を増やさない、重度化させない取り組みや、在宅サービスの拡充などによって給付を効率化していくことが必要と考えております。

そのため20年度は、要介護の要因でもある廃用症候群による要介護状態を改善し予防していく新たな取り組みとして、要介護状態になる可能性の高い方に対し生活機能検査を行い、生活機能の低下が見られ介護予防事業の利用が望ましく、事業に参加の意思がある方を対象に介護予防教室を開催し、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善向上を図ってまいります。この事業は、3か月間にわたる集団指導を中心に個別の介護予防プログラムを作成し、最終回に個別評価まで行いますが、今までの予防事業をさらに回数、質ともレベルアップしたものとなりますので、事業による成果が期待されるものと確信しております。

以上であります。

- ○議長(藤原幸作) 19番、再質問はありますか。
- ○19番(大谷貞廣) ありません。
- ○議長(藤原幸作) これをもって、19番大谷貞廣議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日5日水曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでございました。

午後 3時24分 散会